

令和3年（行コ）第180号 助成金不交付決定処分取消請求控訴事件

控訴人 独立行政法人日本芸術文化振興会

被控訴人 株式会社スターサンズ

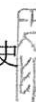
控 訴 答 弁 書

令和3年10月15日

東京高等裁判所第7民事部ニ甲係 御中

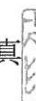
被控訴人訴訟代理人弁護士

四 宮 隆 史



同

伊 藤 真



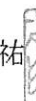
同

平 裕 介



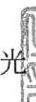
同

伊 関 祐



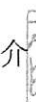
同

秋 山 光



同

棚 橋 桂 介



訴訟代理人の表示 別紙被控訴人訴訟代理人目録記載のとおり

上記当事者間の頭書事件につき、被控訴人は、次のとおり答弁する。なお、本書面における用語は、特に断りがない限り、原判決で用いられた用語と同一の意味を有するものとする。

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1 控訴の趣旨に対する答弁 | 4 |
| 第2 はじめに | 4 |
| 1 文化芸術助成の必要性 | 4 |
| 2 活動主体の自主性・自律性の保護 | 5 |
| 3 専門的知見の尊重 | 8 |
| 4 芸文振（控訴人）の存在意義 | 10 |
| 5 原判決の妥当性 | 11 |
| 第3 控訴理由書記載の控訴の理由に対する認否及び反論 | 13 |
| 第4 被控訴人の主張 | 48 |
| 1 原判決の判断枠組みは妥当である | 48 |
| (1) 原判決が社会観念審査に明言しないことは合理的である | 48 |
| ア 控訴人の主張する「広い裁量」論には根拠がない | 48 |
| イ 「合理的な裁量」（原判決14頁4行目）は妥当な判示である | 49 |
| ウ 社会観念審査を用いる事案類型ないし行政処分ではない | 50 |
| (2) 原判決の判断枠組みは「判断代置的審査」ではない | 51 |
| (3) 原判決の判断枠組みは「判断過程審査」に近い | 52 |
| ア 審査密度に関する判例・学説と原判決の判断枠組みとの整合性 | 52 |
| イ 学説の判断過程審査の理解と原判決の判断枠組みとの整合性 | 53 |

| | | |
|-----|---|----|
| ウ | 実務家の理解と原判決との整合性 | 53 |
| エ | 原判決には「判断過程審査」に対する一般的な批判も妥当しない | 54 |
| オ | 小括 | 55 |
| 2 | 原判決の判断枠組みにおける考慮事項の選定は妥当である | 56 |
| (1) | 内定後に不交付処分を受けた相手方の不利益を考慮事項とする判断枠組みを定立した原判決の妥当性 | 56 |
| ア | 平等原則・最判平成27年3月3日の判示との整合性 | 56 |
| イ | 摂津訴訟控訴審（東京高裁）判決との整合性 | 59 |
| ウ | 小滝教授の意見書（乙37）とも原判決は整合する | 60 |
| エ | 小滝教授の逐条解説とも原判決は整合する | 61 |
| オ | 振興会法による裁量統制と適正化法による裁量統制は何ら矛盾するものではない | 62 |
| カ | 小括 | 64 |
| (2) | 公益の内容・公益が害される程度（考慮事項）の「公益」に係る「観客等」の範囲は本件映画を観た者とその宣伝広告に接した者に限られる | 64 |
| 3 | 原判決の当てはめも妥当である | 65 |
| (1) | 本件処分後の事情に係る証拠（乙58の1）の不当性 | 65 |
| (2) | 原判決において正当な当てはめがなされたこと | 65 |
| ア | 原判決の判断枠組み・考慮事項に照らした当てはめは正当である | 65 |
| イ | 乙第43号証及び乙第52号証について | 69 |
| 4 | 仮に判例の判断過程審査によるとしても本件処分は違法である | 71 |
| 5 | 小括 | 71 |
| 第5 | 結語 | 71 |

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
との判決を求める。

第2 はじめに

本件訴訟は我が国の「文化芸術助成の在り方」を問う、極めて重要な訴訟であり、憲法の観点からも文化芸術の自主性を尊重し、専門的知見に基づく判断を重視しなければならない事案であることをはじめに確認しておきたい。

控訴人は、助成金の「交付内定」は事実上の手続にすぎず、法律による行政の原則からすれば、補助金適正化法上の手続である「(理事長による)交付決定」のみを重視すべきと主張する。

しかし、かかる主張は文化芸術助成の価値や特質を無視したものであり、全く当を得ていない。本件訴訟で問題となっている「文化芸術活動への助成金の交付・不交付の当否」については、

- ・なぜ文化芸術助成は必要なのか
- ・文化芸術助成において何を最も重視すべきか
- ・助成システムは具体的にどうあるべきか
- ・控訴人や専門家による審議・検討が存在する根源的な理由はなにか

といった点も含めて考慮されなければならない。

1 文化芸術助成の必要性

国民の一部には、税金を財源として文化芸術活動に対して金銭的な助成を行うことに否定的な向きもあるようだが、憲法21条が「表現の自由」を保障し、憲法25条が「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として規定していることから、これは国の憲法上の責務といえる。その上、憲法13条後段が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定するのは、文化芸術活動を行う者の幸福追求を権利として保障するのみならず、その実現のために「国政の上で最大限の尊重」が必要であることを明確にするためである。文化芸術活動には国民の多様な価値観を醸成するという社会的意義があるため幅広い創作表現を国民が享受できる環境を整えるべき責務が国にはあるのであり、今日、多様な文化芸術を実質的に保障するために国や地方公共団体が文化芸術活動に対して金銭的支援をする必要があることは論をまたない。日本も批准している国際人権規約においては、そのB規約（自由権規約）19条2項において、芸術の自由を保障し、A規約（社会権規約）15条1項で文化的生活に参加する権利を保障し、2項では文化の保存、発展、普及に必要な国の措置を規定する。文化的な生活は単に文化芸術活動を国が不当に規制しないだけでは実質的に実現できないからこそ、社会権規定においても規定されているのである。日本国憲法の下においても、文化芸術に関しては憲法25条が21条の表現の自由を実質的に下支えし、一体となって13条の幸福追求権については個人の尊重を実現しているといえる。

2 活動主体の自主性・自律性の保護

しかしながら、国家による芸術文化助成には、様々な危険も伴う。

実際、ナチスドイツの時代に芸術がファシズムに利用されてしまった例は顕著であるが、我が国でも戦時中、治安維持法、新聞紙法、映画法等によって文化芸術活動に大きな制約を加え統制していた、という拭い難い歴史的経緯がある。制約や規

制だけではなく、助成や支援によっても、国家が文化芸術や表現に介入し、統制する危険は常に存在する。国家が文化芸術その他の表現活動を統制し、内容に介入することによってどのような結果が生じるかは、戦前の苦い経験から明白であろう。

憲法研究の第一人者の多くも文化芸術助成の危険性を指摘している。

駒村圭吾慶應義塾大学教授は、共著「論点探究 憲法（第二版）」で、国家による文化助成の危険性を、①国家による干渉の拡大、②国家による「お墨付き」の問題、③文化の自律性の破壊の3つに分類し（189頁）、①に関して、「国家による表現活動の支援は、表現活動の主体の自主性を補うことを通じて、かかる主体の自律性を奪い、不当な干渉に転化する可能性がある」（190頁）と述べ、国家による芸術文化助成が活動主体の自律性を奪う危険を指摘している。

曾我部真裕京都大学教授は、「表現の自由(5)—政府言論の法理」法学教室 493号（2021年）で、政府が「私人の表現活動に給付する場合」には、「給付によって私人の表現活動が促進される側面と、各種の条件付けによって表現活動が制限される側面とがある点に注意が必要」（69頁）と指摘する。さらに政府や自治体による民間の講演会、シンポジウムなどの行事への「後援拒否」の事例に関する言及であるが、「行事自体は私人の主権によるもので、そこで発せられたメッセージは主催者や登壇者による表現であるが、後援そのものは、自治体が行事の趣旨に賛同し、その開催を援助するものであるから、政府言論の性質を有する。このように、後援には、私人の表現への援助という側面と、政府言論としての側面があると言える」（73頁）と述べている。控訴人から被控訴人への助成金交付が一定のメッセージ性を持つ政府言論として評価されるのであれば、その内容は、当該映画への芸術的価値への評価であり、芸術性への賛同に他ならない。後述する控訴人の存在意義からして、決して、出演者の薬物使用を正当化するものではありえない。それは文化芸術の専門家の判断を経たものであることから明らかである。曾我部教授は、蟻川恒正教授による整理を紹介しながら、政府が言論者として現れる場合として専門職を「道具」として言論を行う場合をあげ、この場合には、「一定の目的のために制度が設

けられ、目的実現のために専門職の介在が求められるところ、そうである以上は、専門職の判断が尊重されなければならない。そうでなければ合理的な制度とは言えない」（74頁）と指摘する。政府言論に関する議論の先駆者である蟻川教授は、「文化振興目的に立った国家の助成事業は、目的による取捨の必要性という点からいっても、資金の限界の点からいっても、高度に価値選択的な—いいかえれば、viewpoint-based な—事業とならざるを得ず、これを国家に任せ切りにすることは、文化の破壊を招く惧れが強い。そこで、文化支援のための助成プログラムを作成する場合には、国家は、自らの任務をプログラムの「基本方針」を策定する機能にとどめ、「基本方針」の「解釈」は、これを専門職に委ねて、専門職が行う助成に際しての個別判断等に対しては、一々これに容喙しない、とすべきである」（ジュリスト 1244号 96頁）と明言している。文化芸術の領域においても、芸術的観点からの専門的知見を尊重した判断が決定的に重要であることは論を待たず、この点から控訴人の裁量が限定されることはむしろ当然なのである。

宋戸常寿東京大学教授は、共著「憲法 I」で、政府が市民の表現活動に資金を助成したり、表現の場を提供するなどの一定の給付を行う場合、それは表現の自由を実質化するものとして評価しつつも、その反面で「偏った『給付』が政府によって大規模かつ不透明な形で行われる場合には、『思想の自由市場』の機能を歪め、民主主義のあり方を損なうおそれがある」（234頁）と指摘し、さらに、「個々の給付が合理的な差別に当たるかどうかを憲法 14 条 1 項の観点から判断することになる」として平等原則に抵触するおそれも示唆している。

このように、国・地方公共団体や政府による文化表現活動への支援や助成は、方法を間違えると、文化表現活動の自由や自主性を損なう危険を伴うものであるから、現在の文化行政においては、国家による介入や干渉を排除し、文化芸術活動の自由、及び、文化芸術活動を行う者・団体の自主性（文化芸術振興基本法前文、第 2 条第 1 項）を堅持するべく、様々な制度が整備されている。文化庁の芸術課長や東京藝術大学教授などを歴任された故・根木昭氏も、その著書「日本の文化政策」におい

て、戦後の日本では「国は（地方公共団体も）、文化芸術活動に対しては間接的な支援を行うにとどまり、特にその内容に干渉することは厳に慎むべきであるという姿勢が貫かれることとなった」（25頁）と述べ、これは「『内容不関与の原則』として、今日に至るまで堅持されている」（26頁）と述べている。

すなわち、国家による文化芸術助成は、国民の多様な価値観の醸成のために不可欠ではあるが様々な危険もはらんでいるため、具体的に助成の当否を検討するにあたっては、「内容不関与の原則」に基づき、活動主体の自主性・自律性を損なうことにならないよう十分に留意しなければならない。

それ故に原判決は、「芸術団体等が時に社会の無理解や政治的な圧力等によってその自由な表現活動を妨げられることがあったという歴史的経緯に鑑みると」（15頁）として、現在の我が国における文化助成が戦前の文化統制への反省を踏まえていることを指摘したうえで、芸術団体や芸術文化活動の「自主性」（15頁、17頁、26頁、28頁など）に再三にわたって言及し、これを重んじる結論を導いたのであり、かかる原判決の思考は極めて妥当である。

なお、原審は直接、憲法には言及していないが、憲法による表現の自由の尊重の観点から規定された文化芸術基本法が、前文で「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨」とする宣言のみならず、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない」（同法2条1項）と規定する自主性の尊重を重視した上で、振興会法及び本件要綱を解釈しているのであり、その姿勢は高く評価されるべきものである。

3 専門的知見の尊重

また、控訴人は控訴理由書において「専門家の判断を経た交付内定は内部的・事

実上の表示にすぎない」と主張するが、かかる主張は専門家による芸術的観点に基づく判断を軽視するものであり、明らかに不当である。控訴人は、他の分野における補助金行政との比較を行ない、補助金行政における内定制度は事実上の表示にすぎない旨主張するが、戦前の文化統制の反省から現在に至るまでの検証や試行錯誤による現行制度を踏まえれば、文化芸術活動への助成と、その他の活動への補助金行政を平行に論じるべきでないことは明らかである。

憲法学者の阪口正二郎早稲田大学教授は、「芸術に対する国家の財政援助と表現の自由」（法律時報 74 卷 1 号 34 頁）において、「芸術活動に対する国家の援助という領域」で肝要なことは、「すぐれた芸術に対して援助を行うという制度それ自体をできるだけ政治から切り離し・・・制度それ自体の自律性を確保すること」と述べ、助成システムの自律性の重要性を指摘し、「その意味で『文化専門職』の役割に注目する」として専門的な判断の重要性について言及している。

また、前掲根木も「内容不関与の原則を担保する仕組みとして機能しているのが、芸術文化活動についての判断を、有識者から成る第三者機関の審議・検討に委ねるシステムである」（26 頁）と述べ、有識者による審議・検討に結論を委ねることの重要性を指摘している。

現在の文化芸術活動に対する助成制度において、交付内定の審査過程で「専門家の判断」を介在させているのは、国家による文化芸術助成に内在する危険を回避するためである。それ故に原判決も、「交付内定の審査における芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の定めや仕組みを踏まえてもなお本件助成金を交付しないことを相当とする合理的理由があったといえるか否か」という判断の枠組みを示し、本件映画が文化芸術の専門家による協議・判断を経て交付内定を受けていることを重視し、裁量権の範囲を限定的に捉えたのである。

4 芸文振（控訴人）の存在意義

繰り返し強調したいのは、文化芸術助成は、助成制度自体の自律性と活動主体の自主性・自律性を保護し、これを担保するシステムを構築しなければならない、という大前提である。故に、我が国では「国と活動主体」という二者間ではなく、あえて控訴人を介在させ、「国と芸文振と活動主体」という三者で文化芸術活動を支援するシステムを構築し、さらに控訴人が運営する芸術文化振興基金に文化芸術の専門家や有識者からなる運営委員会、映像芸術部会等の各部会、劇映画専門委員会等の専門委員会を設置し、その審議・検討を介在させることで、助成システムの自律性と活動主体の自主性を担保しているのである。

戦後70年以上にわたる試行錯誤を経て、国と活動主体の距離をとり、控訴人のような独立した団体や専門家の判断を介在させる助成システムを構築したのであるから、控訴人自身が、控訴人が運営する芸術文化振興基金の運営委員等の専門家の判断に基づく交付内定を「内部的・事実上の表示にすぎない」として軽視する（控訴人の主張によると「無視」に近い）のは、自らの存在意義を否定するに等しい。

交付内定に法的拘束力が認められないからといって、交付内定の審査過程における専門家の知見を無視していいはずはなく、むしろ文化芸術助成の特質や内在する危険に鑑みれば、芸術的観点からの専門的知見を最大限に重視し、その内容を踏まえて決定を下すべきである。

よって、本件においても、すでに交付内定を受けている本件映画に対して助成金の不交付決定を下すのであれば、運営委員会、映像芸術部会、劇映画専門委員会等の専門家にその当否を諮るべきだったのであり、その過程を経なかったことは明らかに不当である。

実際、控訴人の基金運営委員会の委員であり、

氏（ ）は、本件出演者の有罪判決が確定した後、控訴人担当者から本件映画への助成金を「不交付決定にする」という結果の報告を受け、かかる報告について了解した事実はあるが、意見を求められたわけではないと述べている（甲23）。乙第43号証には、「全ての委員から・・・意見聴取し、ご了解をいただきました」と記載されているが、氏の記憶とは齟齬がある。

そもそも本当に委員の意見を聴取して、その意見を決定に反映させるつもりがあれば、臨時の委員会や部会を開き、交付内定の審議過程にかかわった全委員の意見を踏まえて審議・検討を行うはずである。具体的なやりとりはさておき、個々の委員に個別に電話で連絡をした、という時点で、最初から委員の意見を決定に反映させるつもりはなかったと考えざるを得ない。

5 原判決の妥当性

以上のとおり、原判決が、文化芸術助成の意義や危険性（さらに危険を回避するための方法）、控訴人の存在意義、並びに、表現の自由等の基本的人権の重要性などに鑑みて、活動主体の自主性・自律性を重視し、裁量権の逸脱・濫用にあたるか否かの判断においては「芸術的観点からの専門的知見に基づく判断を尊重する本件要綱の定めや仕組み」を踏まえるべき、と判示したのは極めて妥当である。

万が一、控訴審で原判決を取り消す結論が出れば、基金運営委員会や本件専門委員会の存在理由がなくなり、国と活動主体の距離がさらに縮まり、芸術文化助成にはらむ危険（国家による干渉、芸術の自律性の破壊など）が表面化し、現実化しかねない。これは我が国の文化芸術助成の在り方を根幹から揺るがすおそれがあり、到底看過できない。

したがって、基金運営委員会や本件専門委員会などの「芸術的観点からの専門的

知見」を備えた専門家による審議・検討に委ねる助成システムを堅持することこそが控訴人の存在意義といえよう。手続きの透明性や公平性を軽視し、「公益性の観点」という曖昧な基準のみで助成の当否判断の全てを理事長に委ねるのは、控訴人自身の自己否定につながり、今後の文化政策が戦前に逆戻りする危険すら覚えるものであり、断じて受け入れ難い。

控訴審においても、活動主体の自主性・自律性を保護するために、交付内定の審査過程における芸術的観点からの専門的知見を重視し、裁量権の範囲を限定的に捉えた原判決の判断は、当然に維持されるべきである。

第3 控訴理由書記載の控訴の理由に対する認否及び反論

1 「第1 原判決の違法性」(控訴理由書4～9頁)について

争う。

原判決に判断の誤りはない。

2 「第2・1」から「第2・4」(控訴理由書4～39頁)について

争う。

下記第4の1及び2で詳述するとおり、原判決が採用した判断枠組みに誤りはない。

3 「第2・5・柱書」(控訴理由書39～40頁)について

争う。

4 「第2・5・(1)」(控訴理由書40頁)について

否認ないし争う。

控訴人理事長に、本件助成金の交付について広い裁量は認められない。

5 「第2・5・(2)・ア」(控訴理由書41～42頁)について

本件逮捕とそのことが報道されたことは認め、その余は、不知。

控訴人は、2019年3月13日に本件出演者が麻薬取締法違反の容疑で逮捕されたことが大々的に報道され、当該逮捕の事実を認識していたにもかかわらず、基金運営委員会の答申を踏まえて、同月29日に、本件内定を行った主張に関して、「この時点では本件出演者についてはまだ逮捕された段階で起訴の見通しもわかっておらず、刑事訴訟法の大原則である推定無罪の状況にあった。」と述べ、「推定無罪の状況にあった」ことを強調している。

しかしながら、控訴人は、本件出演者が「推定無罪の状況」でありながら、以下の対応を行っている。

- ① 控訴人が被控訴人に対し、2019年4月頃、本件出演者が逮捕されたことを受けて、「再撮影の予定はないのか」などと述べ、再撮影を促すような言動をしていること
- ② 控訴人が被控訴人に対し、本件映画について再撮影を行わない旨を伝えたところ、控訴人は、再撮影することなく本件出演者の出演シーンが含まれた映画を公開することの是非と、当該映画に助成金を交付することの是非について、弁護士の見解書が必要だとして見解書の提出を求めたこと（そのため、被控訴人の顧問を務めていた、被控訴人訴訟代理人弁護士四宮隆史が見解書を作成し、控訴人はこれを受領している。）
- ③ 控訴人が被控訴人に対し、2019年5月21日に、交付申請書の電子データを送付した後に、電話で交付申請書の原本を送付する旨を伝えたところ、控訴人は、「待つて欲しい」と回答し、交付申請書の原本の受領を拒否したこと

通常は、初号試写（本件映画では2019年4月24日に行われている。）が終われば、直ぐに申請書を提出して、助成金交付の決定が下りることになる。ところが、控訴人が行った上記の対応は、交付決定を先延ばしにするものであって、とても「推定無罪の状況」とは思えない対応といえる。

6 「第2・5・(2)・イ」(控訴理由書42～43頁)について

本件有罪判決の存在とその内容は認め、その余は不知。

7 「第2・5・(2)・ウ」(控訴理由書43頁)について

被控訴人が控訴人に対して交付申請書の原本を送付したことは認め、控訴人理事長による判断要素は、否認ないし争う。

8 「第2・5・(2)・エ」(控訴理由書43～45頁)について

基本的に不知だが、控訴人担当者が基金運営委員会、本件部会及び本件専門委員会の委員(不交付決定前に辞職した者1名を除く)に対して伝えた内容、及び、意見の照会をしたという点は、否認する。

控訴人は、架電先の委員から、あたかも、控訴人理事長が不交付決定を行うことについて、賛成する旨の意見を得られたかのような主張をしている。しかしながら、電話を受けた各委員は、必ずしも、控訴人理事長の方針に賛成する旨の意見を述べたわけではない。

その証左として、本件処分時に、XXXXXXXXXX氏(以下「XXXX氏」という。)は、このときのXXXX氏(以下「XXXX氏」という。)との電話のやり取りについて、以下のように述べている(甲23)。

令和元年7月、XXXX氏から私のもとに、映画「宮本から君へ」の助成金交付の件でお電話をいただいたのは事実ですが、お電話があった日時は正確には記憶しておりません。お電話の内容は、ピエール瀧氏の有罪判決を受けて、映画「宮本から君へ」への助成金を不交付にする旨決定した、という結果の報告でした。この結果報告を受けたことについては了解したとお伝えしました。

他の委員の方々は分かりませんが、少なくとも私に関しては、助成金を交付すべきか否かについて意見を求められてはおりませんので、「意見聴取」という性質のものではなかったと記憶しております。

XXXX氏は、XXXX氏による架電は、本件助成金を不交付にすることになったという「結果の報告」と捉えている。

XXXX氏は、その陳述書(乙43)で、「第4 伝達結果」として、「上記第2に記載した全ての委員から、助成金を不交付とする当会の方針につき、意見聴取し、

ご了解をいただきました。」と陳述しているが、実際に電話を受けた[]氏は、本件助成金を交付すべきか否かの意見を求められていないとして、[]氏から、「意見聴取」が行われたこと自体を明確に否定している。

控訴人は、架電先である委員から、「了解」を得たことを強調している。すなわち、乙第43号証によれば、「当会としては、国の補助金を財源とした助成金を交付するという点について、公益性の観点から適当でないと判断し、助成金の不交付決定を行う方針であるが、いかがか。」と尋ねたことになっている。この書きぶりからは、委員に意見表明の機会が与えられて、その意見を待つ最終決定したかのような筋書きである。

しかしながら、[]氏によれば、その「了解」の対象は、控訴人理事長が本件助成金を不交付決定にしたという結果報告を受けたことについてにすぎない。つまり、「控訴人理事長による判断内容の報告を受けたこと」を了解しているだけであり、本件助成金の不交付決定に賛成の意思を表示しているものではなく、委員に意見表明の機会が与えられていたとは到底考えることができない。

また、このとき[]氏から架電があった[]氏（以下「[]氏」という。）は、当時のやり取りを回顧して、

「最終的には理事長の判断」との説明に、迷いながらも「了解した」と回答した。

と述べている（乙52の本文16行目）。

会議体の構成員に何らかの意見を求める場合、構成員の過半数で決定される事項なのか、それとも、特定の者の一存で決定される事項なのかは、構成員が意見を述べる前提として、非常に重要な点である。そのため、控訴人理事長として、本件助成金を不交付決定にする意向であることを、委員に伝えるにあたって、「最終的には理事長の判断」であることを伝えたかどうかは、非常に重要な事実となる。

それにもかかわらず、●●●氏の陳述書では、この非常に重要な事実であるはずの、「最終的には理事長の判断」である旨を伝えていることを、意図的に伏せている。

したがって、●●●氏が、その陳述書（乙43）の「第3 伝達内容」で陳述した内容は、実際に、●●●氏が伝えた内容とは異なるものであることが強く疑われる。

そもそも、助成金の交付は、控訴人の活動の中でも重要なもののひとつであるところ、一度、交付内定が出ている状態で、その結論を覆す効果を持つ不交付決定を行うに当たり、委員の招集をしたうえで話し合いなどを行うのが通常ではなかろうか。一度の電話で委員の側が状況を把握し、自らの意見を瞬時に述べることのできるような案件ではなかろう。

そして、●●●氏が、「『最終的には理事長の判断』との説明に、迷いながらも『了解した』と回答した。」と述べていることについて、先の●●●氏の陳述内容を踏まえて考えると、●●●氏についても、控訴人理事長が本件助成金を不交付決定にする意向について、賛成の意思を表示しているものではなく、最終判断者である控訴人理事長の判断内容が伝えられ、それを伝えられたこと自体を、「了解した」と回答したと捉えるのが自然である。

加えて、●●●氏によると、「19年8月の専門委で改めて議論になった。『作品に罪はない』という意見が大勢で、『公益性』の危うさを指摘する声も大きかった。」と、当時を回顧している（乙52の本文18～19行目）。

これによると、●●●氏による一部の委員への架電後の、2019年8月に行われた、本件専門委員会で、本件助成金を不交付とする本件処分が適切であったのかが議論されたようである。そして、「『作品に罪はない』という意見が大勢で」という記載からすれば、不交付決定を行ったことに反対の意見の委員が多数派であったようである。このことからすると、仮に、●●●氏の架電が、委員に意見を求めるものであったのであれば、委員のうち相当数の者が反対の意見を述べたと考えるのが自然である。

そうだとすると、●●●氏から電話を受けた委員は、必ずしも、控訴人理事長の方

針に賛成であったものではないし、その旨の意見を述べたわけでもない。

■■■■氏は、「助成金を不交付とする当会の方針につき、意見聴取し、ご了解をいただきました。」と、架電先の委員から、あたかも、控訴人理事長が不交付決定を行うことについて、賛成する旨の意見を得られたかのように陳述しているが、実態とは大きく異なる。

したがって、■■■■氏の陳述内容は、全く信用できるものではない。

また、不交付決定に当たって、専門家の意見を聴取する手続がとられていたかは、重要な争点であるにもかかわらず、控訴審段階になって作成されて提出されている点でも同様である。

9 「第2・5・(2)・カ」(控訴理由書45頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、刑事訴訟法の大原則である推定無罪の状況にあったことを前提に、本件内定が行われたと主張している。しかしながら、前述(第3・5)のとおり、控訴人は、本件処分に至る被控訴人とのやり取りにおいて、とても、「推定無罪の状況」にあるとは思えないような対応を行っている。

また、控訴人は、本件処分を行うにあたって、諮問機関の委員に対して、新たな事実を提示し、意見を照会した上で、全ての委員から了承を得たことを踏まえた、などと主張している。しかしながら、控訴人は、委員に対し、控訴人理事長が本件助成金を不交付決定にする方針であることを伝えただけである。本件助成金について交付決定にすべきか、不交付決定にすべきかの意見を求めたわけではない。

さらに、控訴人は、控訴人理事長が本件内定を出しておきながら、その後、恣意的に不交付決定となる本件処分を行ったものではなく、控訴人理事長が本件処分に至った判断過程に合理性を欠くことはないなどと主張している。しかしながら、本件専門委員会及び本件部会による芸術的観点などからの専門的知見に基づく審査の結果を踏まえて、交付内定しているのであれば、仮に、交付内定段階では検討の基

礎とされていなかった新たな検討事実が生じたのであれば、当該新たな検討事実を審査の基礎事情に加えた上で、再度、本件専門委員会及び本件部会による専門的知見に基づく審査を行い、控訴人理事長は、その結果を踏まえて、交付決定にすべきか、不交付決定にすべきか、を判断するのが合理的である。

ところが、控訴人理事長は、再度、本件専門委員会及び本件部会による審査を行うと、交付決定にすべきとの意見が多数となってしまう可能性があり、そうになってしまうと都合が悪いと考えたのか、控訴人理事長は、あえて、本件専門委員会及び本件部会による専門的知見に基づく審査を行うことなく、不交付にすることを決定している。

その上で、当該決定が、専門的知見に基づいたものであることを装うために、委員に架電し、実態としては、控訴人理事長の決定内容の報告であるにもかかわらず、あたかも、賛成の意思表示があったかのように、了解の意見が得られたなどと主張しているのである。

控訴人理事長は、不交付決定という本件処分を行うために、恣意的な対応を行っており、本件処分に至る判断過程は著しく不合理である。

10 「第2・5・(3)・ア」及び「第2・5・(3)・イ」(控訴理由書46～47頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、諸々の判断要素を列挙する。判断過程の合理性を判断するに当たっては、考慮要素の選択が重要であるが、根拠規定との関係で何故選択することができるのかを明かしていない。そもそも、公益という広く抽象的な概念の前では、相当なものが公益との関係で何らかの関係の有することになってしまうのであり、そうであるからこそ、考慮要素足り得るかの指摘が重要となろうが、その点については、明示されていないのである。

公益にも諸々あるところ、「薬物乱用を防止すること」も「芸術その他の文化の

向上に寄与すること」もいずれも公益である。しかしながら、控訴人は、薬物乱用を防止するために存在しているのではなく、芸術その他の文化の向上に寄与するために存在しているのである。そのため、控訴人が前提とすべき公益は、「芸術その他の文化の向上に寄与すること」である。「薬物乱用を防止すること」は、厚生労働省や警察などの然るべき機関が負っている役割であるから、それらの機関に委ねればよいのであって、控訴人が考慮すべき事柄ではない。仮に考慮するとしても、第一に考慮しなければならないのは、「芸術その他の文化の向上」である。本件助成金の交付によって芸術その他の文化の向上に寄与する側面を無視して、薬物乱用の防止という漠然とした公益性を重視することは許されない。

なお、控訴人が引用する乙第36号証（碓井光明『公的資金助成法精義』）は、補助金等の支出を行うにはそれを正当化する公共目的の存在が必要である旨を述べるが、支出の直接的な目的（本件においては振興会法3条の目的）とは別の「公益」を持ち出して個別の支出について公共目的の存在を否定するという控訴人の論法を正当化する記述は、当該文献には存在しない。

11 「第2・5・(3)・ウ」（控訴理由書47～48頁）について

否認ないし争う。

そもそも、控訴人が根拠としているであろう「自由裁量論」は、近時の裁判例には見られなくなった考え方であるし、薬物乱用の防止が控訴人の役割ではないことからすれば、このための控訴人理事長に広い裁量を与えられることはなく、それは、専門外の領域である。控訴人理事長に、本件助成金の交付について広い裁量は認められない。

なお、控訴人は、本件助成金が具体的な根拠法令を持たない任意的補助金であることから、控訴人理事長に広い裁量が認められるとの結論を導いているようであるが、これは明らかに論理が飛躍していると言わざるを得ない。

12 「第2・5・(3)・エ」(控訴理由書48～49頁)について

本件出演者による麻薬取締法違反事件の判決において、「約30年間にもわたる常習的な違法薬物の使用が認定されている。」という点については、否認する。

捜査段階における報道によると、本件出演者は、「使っていなかった時期もある」(乙50の14)、「やめていた時期もあった」(乙50の18)などと供述しており、また、本件有罪判決に関する報道である、乙第50号証の36から乙第50号の41でも、本件出演者が約30年にもわたって違法薬物を使用していたことを示唆するような報道内容は見当たらない。

なお、かかる常習的な薬物使用の点につき、控訴人は本件処分に際して本件処分の処分時までには考慮した(あるいは、考慮しえた)ことをこれまで立証していないから、本件処分後に事後的に考慮したものというべきである。

13 「第2・5・(3)・オ」(控訴理由書49頁)について

争う。

14 「第2・5・(3)・カ」(控訴理由書49～51頁)について

争う。

15 「第2・5・(3)・キ」(控訴理由書51～52頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、2019年7月2日の本件交付申請から助成金の交付・不交付の決定まで、時間的な猶予がなかったかのような主張をしている。しかし、同年5月21日に、交付申請書の電子データを送付していることから、実際のところは、それほど時間的な猶予がなかったものではない。

また、不交付決定を行わなければならない時期が、有罪判決が確定した直後であることが考慮されるべきとの理由が不明である。同じく、本件映画の劇場公開日が

約2か月後に迫っていたことが考慮されるべきとの理由が不明である。仮に、時間的猶予がないので、専門家による意見聴取の取組をとる猶予がないことが正当されるとの趣旨での主張であれば、それは到底認められるものではない。

16 「第2・5・(3)・ク」(控訴理由書52～53頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、違法薬物使用を行った出演者に対する芸能事務所、製作会社又はスポンサーを含む関係者が行う一般的な対応を考慮要素として主張する。

しかしながら、芸能事務所、製作会社又はスポンサーを含む関係者は、いずれも、営利を目的とした者であって、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的として設立された独立行政法人である控訴人とは、その存在している目的や意義が全く異なる。当然のことながら、同様に考えることはできない。

営利を目的とした者が、利益を最大化するために、世間からのバッシングを浴びるかどうかを考慮して、事業判断を行うことも然るべきである。他方で、控訴人は、芸術その他の文化の向上に寄与することを目的として設立された独立行政法人であるから、控訴人理事長は、専ら、芸術その他の文化の向上に寄与することになるかどうかを考慮して、業務を行うべきである。仮に、芸術その他の文化の向上以外の公益を考慮しなければならないとしても、控訴人が世間からバッシングを浴びるかどうかは公益とは何らの関わりもなく、その点を考慮すべきではないことは明らかである。

芸術その他の文化に触れたときの受け止め方は皆それぞれであり、それは極めて個人的な精神の営みである。そうした観点からは、芸術その他の文化とは、単に多数人にとって受け入れやすい美しいものだけを意味するのではない。芸術その他の文化が人の様々な感情を生み出して、価値観を揺さぶるものである以上は、特に異端、異論、少数派と評価されるようなものの存在をも認めていかねばならない。

たとえ、仮に、国民の多数派からバッシングを浴びるような作品であっても、多

くの人が眉を顰めるような作品であっても、鑑賞する者がそこから何かを受け止め、皮肉や問題提起も含めて刺激を受け触発されるものがあれば、芸術その他の文化として十分に保護されるべきなのである。

このような芸術の創造や文化の振興を図るための活動に援助等を行うことによって、我が国の芸術その他の文化の向上に寄与することが、控訴人が存在している意義なのである。

したがって、控訴人の助成事業に関し、控訴人理事長が、助成金の交付・不交付の決定にあたっては、世間からのバッシングを浴びるかどうかを、考慮すべきものではなく、むしろ考慮してはならない事項である。

17 「第2・5・(3)・ケ」(控訴理由書53～55頁)について

争う。

控訴人は、本件出演者及び出演作品に対して厳しい対応が行われたという事実が考慮されるべきと主張する。

しかしながら、本件映画と同じく新作の映画での対応を抽出してみると、本件逮捕を受けて再撮影の対応を行ったのは、『居眠り磐音』のみである。

本件出演者の出演が予定されていた『麻雀放浪記2020』は、再撮影や編集等の対応を行うことなく、予定どおり2019年4月5日に公開されている(甲24)。

また、本件出演者の出演が予定されていた『引っ越し大名!』も、再撮影や編集等の対応を行うことなく、予定どおり同年8月30日に公開されている(甲25)。『引っ越し大名!』の公開については、本件有罪判決後のことである。

Netflix(定額制の動画配信サービス)のオリジナルドラマ『全裸監督 シーズン1』も、本件出演者の出演が予定されていたが、再撮影や編集等の対応を行うことなく、同年8月8日に、全世界に向けて配信が開始されている(甲26)。ちなみに、本件出演者は、その後の『全裸監督 シーズン2』にも出演することとなり、2021年6月24日に、全世界に向けて配信が開始されている(甲26)。

テレビ、ラジオ、CM、音楽などと異なり、映画やNetflixは、「見たくない人は見なくて済む」という性質のものであるし、「出演者のスキャンダルと作品は無関係」という考え方が映画業界のみならず、一般市民にも広く浸透していたため、公開・配信に踏み切っている。

本件映画と同じく新作の映画である『麻雀放浪記』や『引っ越し大名!』は、再撮影や編集等の対応を行うことなく、予定どおり公開されている。

加えて、本件出演者の本件有罪判決の後に、本件出演者と同等あるいはそれ以上に知名度があり、かつ、本件出演者と同様に複数の肩書により多方面で活躍しながら、違法薬物使用の容疑で逮捕され、有罪判決を受けた著名人としては、伊勢谷友介氏がいる。

伊勢谷友介氏が大麻取締法違反の容疑で逮捕されたのは、2020年9月8日である。この時点で、伊勢谷友介氏は、新作映画では、『十二単衣を着た悪魔』、『いのちの停車場』、『とんかつDJアゲ太郎』に出演することが予定されていた。

『十二単衣を着た悪魔』については、再撮影や編集等の対応を行うことなく、同年11月6日に公開されている(甲14、甲27)。

『いのちの停車場』についても、再撮影や編集等の対応を行うことなく、2021年5月21日に公開されている(甲15、甲28)。

『とんかつDJアゲ太郎』についても、再撮影や編集等の対応を行うことなく、2020年10月30日に公開されている(甲16、甲29)。

知名度と逮捕の時期が近い、本件出演者と伊勢谷友介氏において、その違法薬物使用に関して、新作映画では、『居眠り磐音』だけが再撮影の対応を行っていることになる。そうだとすると、新作映画の対応としては、再撮影等の対応を行うことが、一般的な対応とはいえない。

したがって、控訴人による主張は、その前提を欠いていることになる。

なお、控訴人は、再撮影や編集等の対応を行わずに予定どおり公開した映画に対して、「漫然と放置」しているかのような主張をしている。しかしながら、本件映

画に限らず、上記の予定どおり公開された各映画の製作者らは、違法薬物使用による逮捕を受けて、再撮影や編集等の対応を行うべきなのか、むしろそのままの内容で公開を行うべきなのかについて、何度も協議を行い、熟考を重ねた上で判断しているはずである。あえて予定どおり公開した映画に対して、「漫然と放置」などとして、何か問題があるかのような主張を行うのは、明らかに不当である。

そもそも、製作側の対応と、交付決定を行う控訴人の対応を同列に扱うのがおかしいことである。民間と行政を同じ尺度で図ることはできない。

18 「第2・5・(3)・コ」(控訴理由書55～56頁)について

芸能界の実務慣行については、不知。

芸能人が不祥事を起こした場合に、損害賠償額の見込額が、芸能ゴシップニュースとして取り上げられることは少なくないが、実際に支払いがなされているのかどうかは明らかではなく、損害を補填することが控訴人のいう「芸能界の実務慣行」といえるのかどうかは疑わしい。そのため、かかる事項を考慮することはできない。

本件映画の製作に係る助成対象経費が約7800万円であるところ、本件処分によって、本件助成金の1000万円が交付されなくなり、被控訴人は、費用の支払いに苦慮して、急遽、新たに資金調達を行わざるを得ないことになっているのであるから、被控訴人に不利益は生じている。

19 「第2・5・(3)・サ」(控訴理由書56頁)について

否認ないし争う。

出演者の薬物事犯と映画への出演行為を切り離して考えるべきではないと考える国民がゼロではないとしても、その点は、本来考慮に入れるべき事項ではないし、少なくとも過大に評価すべき事項ではない。

20 「第2・5・(3)・シ」(控訴理由書57～58頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、薬物の乱用が深刻な社会問題であるとした上で、本件出演者が使用していたコカインが増加傾向にあることも考慮されるべきであると主張する。

しかしながら、控訴人理事長が助成金の交付・不交付を判断するにあたっては、振興会法の趣旨及び目的である「芸術その他の文化の向上に寄与する」かどうかという点を、最も重視すべきである。

薬物の乱用が深刻な社会問題であることや、本件出演者が使用していたコカインが増加傾向にあることは、本来考慮に入れるべき事項ではないし、少なくとも過大に評価すべき事項ではない。

2.1 「第2・5・(3)・ス」(控訴理由書58～59頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、国が薬物乱用問題の解決に向けて薬物乱用防止対策を実施している状況下で控訴人も国と同じ立場に立つことが期待されていること、本件助成金が文化庁の補助金の交付を受けて実施するものであること、文化庁シンボルマークを表示等することも考慮されるべきであると主張する。

しかしながら、前述のとおり、控訴人理事長が助成金の交付・不交付を判断するにあたっては、「芸術その他の文化の向上に寄与する」かどうかという点を、最も重視すべきである。国が薬物乱用防止対策を実施していることなどは、本来考慮に入れるべき事項ではなく、又は、過大に評価すべき事項ではない。

2.2 「第2・5・(3)・セ」(控訴理由書60頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展を無視して文化芸術の向上についての国民の一般の利益のみを適合していれば良いというものではない旨を主張し、また、本件助成金を交付決定にすれば、「国は薬物乱用に対し寛容である。」、

「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」との誤ったメッセージを発信したと国民に受け取られるおそれがあり、薬物乱用防止という公益が損なわれると主張している。

しかしながら、被控訴人は、「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展」を「無視」していいとは主張していない。出演者の一人が薬物事犯で有罪判決を受けたからといって、その映画に助成金を交付しても、必ずしも「国民生活の安定及び社会経済の健全な発展」を阻害するとは限らない。控訴人は、本件映画に助成金を交付することによって、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展を阻害することになることについて、その因果関係を十分に主張、立証していない。

控訴人が主張するような、助成金の交付によって損なわれる公益を考えるにしても、当然のことながら、逆に、助成金の交付によって得られる公益や、助成金の不交付によって損なわれる公益も踏まえた上で考える必要がある。

本件映画についての映画賞及び映画祭での評価の一部は、以下のとおりである。

「日刊スポーツ映画大賞・石原裕次郎賞」¹では、監督賞と主演男優賞を受賞した。

「キネマ旬報ベスト・テン」²では、日本映画ベスト・テンで第3位と、主演男優賞を受賞した。

「ブルーリボン賞」³では、監督賞を受賞した。

「報知映画賞」⁴では、作品賞、監督賞及び主演男優賞にノミネートされた。

「ヨコハマ映画祭」⁵では、日本映画ベストテン第4位、主演男優賞及び撮影賞を受賞した。

「高崎映画祭」⁶では、最優秀監督賞を受賞した。

¹ 昭和63年に設立された株式会社日刊スポーツ新聞社が主催する映画賞である。

² 大正8年に創刊された映画雑誌である「キネマ旬報」による映画賞である。外国映画は大正13年から始まり、日本映画は大正15年から始まった。世界的にも古い映画賞である。

³ 昭和25年に、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の各新聞において、映画を担当する記者で構成された東京映画新聞記者会によって設立された映画賞である。現在の東京新聞記者会は、スポーツ報知、デイリースポーツ、サンケイスポーツ、東京中日スポーツ、東京スポーツ、スポーツニッポン、日刊スポーツの各新聞において、映画を担当する記者で構成されている。

⁴ 1976年に設立された株式会社報知新聞社が主催する映画祭である。

⁵ 1980年から神奈川県横浜市で開催されている映画祭である。

⁶ 1987年から群馬県高崎市で開催されている映画祭である。

以上の映画賞や映画祭での本件映画への評価からすれば、本件専門委員会及び本件部会が判断したとおり、本件映画は芸術的文化的価値が高い映画であるといえる。

そのような芸術的文化的価値が高い映画について、助成金を交付することによって、我が国の芸術その他の文化の向上という「公益」を得ることができる。

本件出演者が出演している映画に助成金を交付すると、「国は薬物乱用に対し寛容である。」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」との誤ったメッセージを発信したと国民に受け取られるおそれ、などという漠然とした理由で、芸術的文化的価値が高い映画であるにもかかわらず、助成金を交付しないことになれば（しかも、本件専門委員会及び本件部会による芸術的観点からの専門的知見に基づく審査結果を無視して、控訴人理事長の独断で、助成金を交付しないことになれば）、「芸術その他の文化を重要視しない」との逆に不合理なメッセージを発信したと国民に受け取られることになり、結果として、日本の「芸術その他の文化の向上」という公益は大きく損なわれることになる。

23 「第2・5・(3)・ソ」(控訴理由書61頁)について

争う

24 「第2・5・(3)・タ」(控訴理由書61頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、あたかも、控訴人理事長が本件助成金の不交付決定を行うことについて、委員から賛成する旨の意見が得られたかのような主張をしているが、各委員は、必ずしも、控訴人理事長の方針に賛成する旨の意見を述べたわけではない。

また、本件専門委員会及び本件部会による芸術的観点などからの専門的知見に基づく審査の結果を踏まえて、交付内定しているのであれば、仮に、交付内定段階では検討の基礎とされていなかった新たな検討事実が生じたのであれば、当該新たな検討事実を審査の基礎事情に加えた上で、再度、本件専門委員会及び本件部会によ

る専門的知見に基づく審査を行い、控訴人理事長は、その結果を踏まえて、交付決定にすべきか、不交付決定にすべきか、を判断すべきである。

それにもかかわらず、控訴人理事長は、あえて、本件専門委員会及び本件部会による専門的知見に基づく審査を行うことなく、不交付にすることを決定している。その上で、当該決定が、専門的知見に基づいたものであることを装うために、委員に架電し、実態としては、控訴人理事長の決定内容の報告であるにもかかわらず、あたかも、賛成の意思表示があったかのように主張しているのである。

したがって、控訴人が委員に対し架電したことは、何ら斟酌されるべき事項ではない。

25 「第2・5・(3)・チ」(控訴理由書61～62頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、被控訴人に対し、出演者の変更を求めたり、再撮影を求めた事実は一切ないと述べるが、実際は異なる。

控訴人は、被控訴人に対し、2019年4月、本件逮捕を受けて、本件映画について、「再撮影の予定はないのか」などと述べ、本件出演者の代役を立てて再撮影することを促している。

被控訴人を含めた本件映画の製作者ら(製作委員会)で、再撮影や編集等の対応を行うかどうかについて、熟考を重ねた結果、本件映画の製作者らは、再撮影や編集等は行うべきではなく、そのままの内容で公開することを決定した。

この決定を控訴人に伝えたところ、控訴人は被控訴人に対し、再撮影することなく本件出演者の出演シーンが含まれた映画を公開することの是非と、当該映画に助成金を交付することの是非について、弁護士の意見書が必要だとして意見書の提出を求めた。そのため、被控訴人の顧問であった、被控訴人訴訟代理人弁護士四宮隆史が意見書を作成した上で、被控訴人は控訴人に対し、同意見書を提出している。

また、控訴人は、本件助成金を受けられないことの被控訴人の不利益が、極めて

限定的であったことは考慮されるべきであると主張する。

しかしながら、本件助成金が得られなかったことによって、本件映画は公開そのものが危機にさらされる可能性も十分にあった。本件映画の公開にこぎつけることが可能であったのは、被控訴人が、中小規模の映画製作会社ではあるものの、実績があり信用力の高い会社であったからにすぎない。それでも宣伝活動は制限され、映画賞や映画祭で評価されながらも、それらの評価に見合った興行収入が得られな
いなど、重大な不利益を被っている。

26 「第2・5・(3)・ツ」(控訴理由書62頁)について

争う。

27 「第2・5・(4)」(控訴理由書62～63頁)について

争う。

28 「第2・6」(控訴理由書63頁)について

争う。

29 「第3・1」(控訴理由書63頁)について

争う。

30 「第3・2」(控訴理由書63～68頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、出演時間及び宣伝用チラシ(甲1)の記載内容から、池松壮亮氏、蒼井優氏、井浦新氏及び一ノ瀬ワタル氏の4名と、本件出演者とを区別して評価することは誤りであると主張している。

しかしながら、本件映画の宣伝用チラシ(甲1)において記載されている体裁か

らすれば、井浦新氏は、主演2人の池松壮亮氏及び蒼井優氏と、同格あるいはその次に重要な出演者として扱われている。いかにベテラン俳優や大御所俳優の位置付けとして扱われていたとしても、本件映画の宣伝用チラシやエンドロールの表記から、本件映画において井浦新氏よりも本件出演者の方が「重要な出演者」、「メインキャスト」と捉える者は誰もいない。

また、本件映画の内容から考えれば、当該4名と本件出演者とは、本件映画における重要度が異なることから、当該4名と本件出演者と区別して評価することは正当である。

本件映画の内容は、検甲第1号証のとおりであるが、ある鑑賞者による本件映画の概要は、以下のとおりである（甲30。なお明らかな誤記は被控訴人代理人により訂正。）。

血まみれの顔で公園を歩く1人の男、彼の名前は宮本浩（池松壮亮）。

<現在①>

文具メーカー・マルキタの営業部員である宮本は、喧嘩相手に全治3ヶ月の怪我を負わせ、部長の岡崎（古舘寛治）にこっぴどく説教されます。宮本の手にはギプス、前歯も折れる始末。その姿を見ながら岡崎は、これから嫁と子供を持つのに、どうする気だと叱ります。宮本の隣で一緒に話を聞いていた課長の小田（星田英利）は、帰りの車の中で宮本に励ましの言葉をかけました。

宮本は実家に婚約者の中野靖子（蒼井優）を連れていき「俺この人と結婚するから」と両親に紹介。その夜、気分が悪くなってトイレに駆け込む靖子を見て宮本の母は彼女が妊娠していることに気がきます。母は宮本に問い詰めますが、彼らには両親にも言えない過去がありました。宮本は辛い過去を思い出しながら靖子の前で泣き崩れます――。

<過去①>

宮本は、マルキタを辞めて独立した先輩・神保（松山ケンイチ）の紹介で知り合った中野靖子と駅で待ち合わせします。2人が靖子家で食事をしていると「靖子開けろー」とドアを叩く男が現れます。靖子は無視しますが、その男はベランダから侵入。彼の名は靖子の元恋人・風間裕二（井浦新）。状況を把握できていない宮本に靖子はイラつきます。

しつこくつきまとう裕二に「私は宮本と何度も寝たよ」と靖子は嘘を付きます。それを聞いた裕二は激怒。靖子を殴り飛ばします。宮本は震えながらも「この女は特別だ、俺が守る」と言い、裕二を追い出しました。宮本と靖子は激しく体を重ね、これをきっかけに2人の交際が始まることに――。

<現在②>

靖子は知り合いの女の子から40万借りたから、折れた前歯を治してと宮本に言います。

翌日、仮歯を入れた宮本を連れて靖子は実家へ行きます。両親に妊娠を報告しますが、靖子の父は気に入らない様子。

<過去②>

靖子は共に起業した神保と仕事仲間たちで飲んでいました。そこに現れた宮本。神保は自分が紹介した靖子と宮本が交際していることを知り驚きます。

<過去③>

宮本は営業先の泉谷建設資材部部長・真淵敬三（ピエール瀧）と、彼の親友である太陽製菓資材部部長・大野平八郎（佐藤二朗）に気に入られ、彼らの飲み会に参加することになります。その日、宮本と待ち合わせしていた靖子もついていくことに。夜になり酔いつぶれる宮本。大野は酔いつぶれた宮本を送るため、真淵の息子でラグビー部の怪物・真淵拓馬（一ノ瀬ワタル）を呼び出します。

拓馬は宮本を靖子の自宅に送ります。好青年と思われた拓馬でしたが、宮本が泥酔して寝込んでいるうちに無理やり靖子にキスをします。靖子は唇に噛みつきませんが、拓馬は血を流しながらも靖子を押し倒しレイプしました。

翌朝、昨夜のことを知らない宮本は公園のベンチに座る靖子を見つけます。靖子は「あんたは寝てただけだから悪くない、でもあんたのことが死ぬほど憎い」と宮本を責めます。困惑する宮本が理由を聞くと靖子は泣きながら拓馬に犯されたことを告白。靖子は「守ってくれるんじゃないのか宮本！」と怒鳴り別れを告げました。

<現在③>

靖子は土砂降りの夜の中、宮本を海へ連れていきます。そこは彼女が父とよく来ていた思い出の場所。そこで靖子は宮本が両親に気に入られるため、40万を元

恋人の裕二に借りたことを告白。腹を立てる宮本に「あたしは命2つ持って生きてんだ、あんたには負けないよ」と靖子は言いました。

<過去④>

宮本は靖子に拓馬を殺すと泣きながら復讐を誓います。真淵と大野らのラグビー試合に参加する宮本。遅れてやってきた拓馬に駐車場で殴りかかりますが、返り討ちに合い前歯が3本折れるほど殴られてしまいます。

一方、レイプによる体の異常を心配した靖子は病院に。異常がないことをわかりましたが、医師から妊娠していることを告げられます。

復讐に燃え体を鍛える宮本。真淵と大野は宮本に拓馬との喧嘩の理由を問い詰めますが「今更くび突っ込む隙間なんかねーぞ」と言い放ち宮本はその場を去りました。

翌日、マルキタの会社に突然現れた裕二。裕二は宮本に靖子が新たに抱えた爆弾を持ってきたと言い、彼女が妊娠していることを告げます。宮本は靖子に子供をおろすことを勧めた裕二に怒り、彼の股間を蹴飛ばしました。

妊娠を知った宮本は靖子の務める会社に入り込み、同僚たちがある中で結婚を申し込めます。しかし靖子は「あんたが思うほどあたしはお人好しじゃない。子供はあたし一人で育てる」と怒鳴りつけました。

大野から病院に呼び出される宮本。病室に入るとそこには顔に怪我を負った真淵の姿が。真淵は拓馬に靖子とのことを問いただし、喧嘩となり返り討ちに。真淵は宮本に謝罪し、拓馬の居場所を教えました。

恋人の家に雲隠れしていた拓馬を見つけ出す宮本。朝、拓馬が部屋から出てきたところを捕まえて、2人の決闘が始まります。宮本は非常階段でボコボコにされ、指まで折られてしまいますが、拓馬に掴みかかります。

その弾みで、彼のズボンが脱げ股間が丸見えに。宮本は血反吐を吐きながらも気合いで股間を蹴飛ばしました。拓馬の股間は潰れ、宮本はついに勝利の雄叫びを上げます。

宮本はボロボロになりながらも、拓馬を自転車の後ろに乗せて靖子に会いに行き

ます。勝利を報告した後改めて俺と結婚しろと言い「喧嘩しろなんて頼んでないし、大迷惑だ」と言い放ちます。宮本は引かず「お前も子供もこの先ずっと死ぬまで傍にいてやるよ」と父になる覚悟と、靖子への愛を語りました。

<現在④>

宮本と靖子は結婚し、産休中の靖子のお腹は以前より大きくなっていました。宮本は裕二と待ち合わせして、差し歯の費用40万円を返済。雪の降る中、宮本を迎えに来た靖子は彼に迷惑かけてごめんねと言います。

数日後、自宅で陣痛に苦しむ靖子の元へかけつけた宮本。救急車が到着すると「自分の命を使っていいから妻と子供を助けてください」と宮本は救急隊員に頼みこみます。その姿を見た靖子は幸せそうな表情で救急車に乗り込みました――。

また、別の鑑賞者による本件映画の概要は、以下のとおりである（甲31。なお明らかな誤記は被控訴人代理人により訂正。）。

宮本から君へのネタバレあらすじ：起・中野靖子は俺が守る

文具メーカー、マルキタの営業マン宮本浩（池松壮亮）は、喧嘩をして前歯を折り、腕にギプスをするケガをして、相手にも全治2か月のケガをさせた。これから結婚して子供ができるというのに、そんなことでやっていけるのかと、岡崎部長（古舘寛治）にしぼられる。

宮本は婚約者の中野靖子（蒼井優）を両親に初めて紹介するが、「この娘と結婚するから」という言い方を母親にとがめられる。靖子が妊娠していることを息子がちゃんと話さないのも母親は気に入らない。だが、宮本には二人のなりそめを話しづらい理由があった。

靖子は、マルキタを辞めて独立した、宮本の先輩・神保和男（松山ケンイチ）の仲間だった。ある晩、靖子に招かれて彼女の部屋で宮本が食事をしているところに、靖子の彼氏だった風間裕二（井浦新）が現れる。宮本は帰ろうとするが、「宮本と何度もやった」と嘘をついた靖子を、裕二が殴るのを見て「中野靖子は俺が守る」と叫んでしまう。

裕二が去った後、靖子は裕二と切れるために宮本を利用したことを詫びるが、靖子を守るといふ宮本の気持ちは本気だった。靖子は裕二の匂いのついた布団を外

へ投げ捨て、宮本と激しく体を重ねる。翌朝、昨夜死んでしまった金魚を土に埋めながら、宮本と靖子は束の間の幸福を味わう。

宮本から君へのネタバレあらすじ：承・レイプ

靖子は宮本を海に近い町で電器店を営む実家に連れていく。宮本は歓迎されるが、靖子の父は娘が既に妊娠していることが気に入らなかった。

宮本は営業先の泉谷建設・真淵部長（ピエール瀧）、彼の親友の太陽製菓・大野部長（佐藤二郎）に気に入られ、彼らの飲み会に参加することになり、恋人になった靖子も呼ばれた。居酒屋で彼らのラグビー仲間に紹介され、宮本も彼らのチームの新人にされてしまう。そして調子に乗って日本酒の一升瓶をラッパ飲みして酔いつぶれてしまう。宮本と靖子を自動車で送らせるために大野が馬淵の息子の拓馬（一ノ瀬ワタル）を呼び寄せる。拓馬は大学ラグビー界で大いにならした巨漢だった。

最初は好青年と思われた拓馬が、靖子の部屋で泥酔した宮本が寝込んでいるうちに靖子をレイプしてしまう。翌朝、目覚めた宮本は公園で靖子を見つける。靖子はレイプされたことを話し、声を絞って宮本に、「あんたは眠っていたから何も悪くない、でもあんたが憎い、あんたとは終わり」と言う。宮本は納得できない。一人拓馬への復讐の決意を固める。

宮本から君へのネタバレあらすじ：転・プロポーズ

馬淵や大野のラグビーの試合に、集合時間に遅れて現れた拓馬を宮本は追いかけて、戦いを挑むが前歯を三本折られてのびてしまう。息子とのコミュニケーションに苦しむ馬淵は喫茶店に宮本を呼ぶ。馬淵と大野に喧嘩の真相を問われるが、宮本は答えない。これは彼と拓馬との間の問題だった。そして拓馬との再戦に備えて体を鍛える。

一方、病院に行った靖子は、レイプによる異常はないことがわかったが、妊娠しているとされる。事件以来、靖子から遠ざけられていた宮本は、マルキタに彼に会いに来た裕二から、靖子の妊娠のことを教えられる。「父親は俺かお前だ、靖子には墮胎するように勧めた」と言う裕二の股間を蹴飛ばして宮本は会社を飛び出し、靖子の会社に行く。

宮本は靖子の同僚たちの目の前で靖子に結婚を申し込む。だが、靖子は宮本を、「あんたはいつも自分のことばかり考えている」と責め、求婚を拒絶し、子供は

一人で生んで一人で育てるときっぱり言うのだった。

宮本から君への結末：決闘

馬淵は息子に靖子とのことを問いただし、喧嘩になり病院送りになる。病室に呼ばれた宮本は馬淵をののしるが、馬淵は息子が女友達という住所を教える。宮本が訪れても拓馬は部屋から出なかったが、宮本は朝まで拓馬が出てくるのを待つ。

朝になって非常階段で決闘が始まる。体力に劣る宮本は拓馬に歯が立たず、指の骨を折られてしまうが、拓馬の股間を攻撃して形成を逆転し、ついに勝利の雄叫びを上げる。

血まみれの宮本は自転車に乗せて拓馬を靖子の部屋の前まで運び、自分が勝ったことを報告し、改めて俺と結婚しろと言う。自分が頼みもしない喧嘩をして勝手なことを言う宮本に靖子は怒る。しかし、一人で世界を敵に回す宮本を、彼女は愛していた。

やがて二人は結婚する。雪の降る日、宮本は裕二に、宮本の前歯の差し歯の費用のため靖子が借りた金を返却し終わる。

そして春、一度家を出た宮本が気になって家に戻ると、靖子が陣痛に苦しんでいた。心配のあまり、「自分の命をかけても妻と子供を助けてください」と大げさな頼みをする宮本を残して、救急車は靖子を運んで行った。

以上、映画「宮本から君へ」のあらすじと結末でした。

本件映画において、池松壮亮氏が演じる宮本浩は、一ノ瀬ワタル氏が演じる真淵拓馬に、最愛の恋人（蒼井優氏が演じる中野靖子）をレイプされたため、巨漢の怪物である真淵拓馬に立ち向かい復讐するストーリーである。本件出演者が演じる真淵敬三は、真淵拓馬の父で、子の行為に苦悩するという役どころである。

本件出演者が重要な出演者の一人であったとしても、本件映画のエンドロールや広告宣伝物で4番目に表示されている一ノ瀬ワタル氏と、本件出演者とでは、一ノ瀬ワタル氏の方が本件映画における重要度は高く、同等とはいえない。

したがって、池松壮亮氏、蒼井優氏、井浦新氏及び一ノ瀬ワタル氏の4名と、本

件出演者とは、その重要度が異なることから、当該4名と、本件出演者を区別して評価することは正当である。

原判決は、当該4名と本件出演者とは、その重要度が異なることを前提に、当該4名と本件出演者とを区別して、判断しているものであるところ、本件映画における各出演者の出演内容から考えれば（検甲1）、当該4名と本件出演者を区別して判断している原判決は正当なものである。

31 「第3・3」（控訴理由書68～69頁）について

否認ないし争う。

控訴人は、本件助成金を交付決定にすれば、「国は薬物乱用に対し寛容である。」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」との誤ったメッセージを発信したと国民に受け取られるおそれがあり、薬物乱用防止という公益が損なわれると主張している。

しかしながら、控訴人は、助成金の交付によって損なわれるおそれのある公益のみを問題にしているが、当然のことながら、助成金の交付によって得られる公益や、助成金の不交付によって損なわれる公益についても考える必要がある。

「芸術その他の文化の向上」を目的として存在する控訴人が、違法薬物を使用した者が出演している映画に助成金を交付することで、「国は薬物乱用に対し寛容である。」等の誤ったメッセージを発信したと受け取られるなどという、漠然とした理由で、助成金を不交付決定とすれば、むしろ、我が国では、「芸術その他の文化を重要視しない」との逆に不合理なメッセージを発信したと国民に受け取られることになり、結果として、我が国の「芸術その他の文化の向上」という公益は大きく損なわれることになる。

しかも、本件出演者が出演する本件映画に助成金を交付すると、薬物乱用防止という公益が損なわれることになるから助成金を交付しない、という控訴人の論理からすると、出演者の選択という点で、映画製作における、表現の幅を狭めるもので

あり、「芸術その他の文化の向上」に逆行するものである。

また、控訴人の論理を進めると、違法薬物を使用する描写や、違法薬物を促進するおそれのある描写が含まれた映画に、助成金を交付することもできないことになるであろう。助成金の交付によって、「国は薬物乱用に対し寛容である。」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」との誤ったメッセージを発信したと国民に受け取られるおそれ、という観点からすると、違法薬物使用の描写や、違法薬物を促進するおそれのある描写が含まれた映画に、助成金を交付する場合にも同じことが言えるからである。

しかしながら、そうなると、違法薬物を使用する描写や、違法薬物を促進するおそれのある描写が含まれる映画は、助成対象にならない可能性があるため、交付要望を行うことを予定している映画では、芸術的文化的価値の高いものであっても、助成金の交付を受けることができないリスクがあり、その結果、違法薬物を使用する描写や、違法薬物を促進するおそれのある描写を含めることができなくなる。

これは、映画製作における、表現の選択の幅を狭めるものであり、「芸術その他の文化の向上」に逆行するものである。

もともと、控訴人は、薬物乱用を防止するために存在しているのではなく、芸術その他の文化の向上に寄与するために存在していることから考えると、控訴人が主張するような、助成金の「交付」によって損なわれるおそれのある公益よりも、助成金の「不交付」によって損なわれる公益の方がはるかに大きいものである。

また、そもそも、以下の点からすれば、控訴人が主張するような誤ったメッセージを発信したと受け取られるおそれはない。

- ① 本件映画を実際に見る視聴者は、本件映画に薬物を使用するシーンが全くなく、違法薬物を称賛・容認するような内容でもなく、本件出演者が演じる役も薬物犯罪を連想させるような役では全くないことを認識していること
- ② 原作漫画でもそのようなシーンがないこと

- ③ 本件映画のようにノンフィクション映画ではない映画において各出演者が現実に存在する人間とは別の役どころ（他者）を演じていることは公知の事実であって誰でも分かっていることであり、例えば暴力団の抗争等を出演者が演じる映画を見ても視聴者が同じように殺害行為を行うようになるものではないこと
- ④ 本件映画に助成金が交付された旨の表示が本件映画のエンドロールなどでなされても、一般通常人を前提とする限り、その表示を目にして、控訴人が薬物の使用を容認ないし軽視しているようなメッセージを国民に発信したと感じる視聴者が現実に存在するとは容易には想定しがたいこと
- ⑤ 本件出演者は懲役1年6月という有罪判決を受けているのであるから「国が薬物の使用を容認ないし軽視」していないことは明らかであり、仮に本件映画に助成金が交付されても、本件映画を視聴し、国が「薬物の使用を容認ないし軽視」したという真逆のメッセージを発したと捉える国民が現実に存在するとは容易には想定しがたいこと

以上のことから、本件助成金を交付しても、「国は薬物乱用に対し寛容である。」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」との誤ったメッセージを発信したと国民に受け取られるおそれはない。

3.2 「第3・4」（控訴理由書69頁）について

争う。

3.3 「第3・4・（1）」（控訴理由書69～72頁）について

否認ないし争う。

控訴人は、「観客等」に限定して誤ったメッセージが受け止められるかを判断したことを批判するが、本件映画を実際に鑑賞した者及び本件映画の宣伝広告に接した者こそが、その映画からもっとも強くメッセージを受ける主体であるから、「観

客等」の認識を考えたことは何ら問題はない。

また、控訴人は、本件助成金について交付決定すれば、本件有罪判決の直後に、税金を原資とする助成金を交付することになり、国民に誤ったメッセージを発信したと受け取られると主張する。

しかしながら、本件助成金について交付決定したとしても、その事実は、助成金の交付実績の報告までは、控訴人が積極的に発表することは予定されておらず、大々的に報道されることはないはずであるから、本件有罪判決から間もないタイミングで、本件助成金の交付を決定したとしても、その事実を一般国民が知るのには、早くても映画が公開される2019年9月以降であったはずである。本件助成金の交付決定が本件有罪判決の「直後」かどうかは、国民に誤ったメッセージを発信したと受け取られるかどうかと全く結びつかないはずである。

ここでの控訴人の主張は、有罪判決から相応の時間が経過すれば、国民に誤ったメッセージを発信したと受け取られるおそれがないかのような主張であり、そうだとすると、そもそも、その時期を問わず、本件出演者が出演している本件映画に助成金を交付したとしても、国民に誤ったメッセージを発信したと受け取られるおそれなどないというべきである。

さらに、控訴人は、観客等が受け止めたメッセージが、広く、国民に拡散していくとの趣旨の主張をするが、前提として、観客等は、国が薬物を推奨したなどの誤ったメッセージを受け取ることはないのであるから、控訴人の主張は、因果関係を欠くものである。

34 「第3・4・(2)」(控訴理由書72～74頁)について

否認ないし争う。芸能界の実務慣行は不知。

控訴人は、「芸能界の実務慣行」というものを取り出し、原判決による「契約に定められた出演料の支払いが本件助成金の交付の有無による影響を受けるものとはいえない」とした点を批判する。

しかしながら、原判決が述べるのは、本件助成金の交付があろうがなかろうが、契約に定められた出演料の額が増加するわけではなく、契約どおりに支払われることを述べているだけである。控訴人の主張の意図が不明であるが、仮に交付がない場合、出演料が減額されるという趣旨であるのであれば、原判決はそのようなことは述べていないと思われる。

また、違法性の判断の基準時は、判例（最判昭和34年7月15日 民集13巻7号1062頁）によれば、当該処分がされた時点の法規及び事実状態を基準とすべきという処分時説による。控訴人が提出を求めているものにより控訴人が立証しようと思われるのは、不交付決定という処分後の事情の有無である。処分後の事情が、処分の違法性の判断を左右しない以上、控訴人が提出を求めているものを提出する必要はないと考える。

そもそも、控訴人が主張するような、助成金の交付によって損なわれる公益を考慮するにしても、当然のことながら、逆に、助成金の交付によって得られる公益や、助成金の不交付によって損なわれる公益も考慮する必要がある。

映画賞や映画祭における本件映画の評価からすれば、本件映画は芸術的文化的価値が高い映画である。

そのような芸術的文化的価値が高い映画について、助成金を交付することによって、我が国の芸術その他の文化の向上という「公益」を得ることができる。

他方で、芸術的文化的価値が高い映画であるにもかかわらず、違法薬物を使用した者が出演していることのみをもって、助成金の交付をしないとすれば、我が国では、「芸術その他の文化を重要視しない」との逆に不合理なメッセージを発信したと国民に受け取られることになり、結果として、我が国の「芸術その他の文化の向上」という公益は大きく損なわれることになる。

35 「第3・4・(3)」(控訴理由書74～77頁)

否認ないし争う。

控訴人は、原判決が、「映画の『顔』」という概念を作り出したと批判している。しかしながら、映画から発されるメッセージを考えると、映画の中で主役級の者から受けるメッセージが強くなるのは当然のことであり、原判決が、本件映画の出演者に強弱をつけて判断したことに誤りはない。

36 「第3・4・(4)」(控訴理由書77～79頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、控訴人による活動は、公益に適合することが求められていると主張し、その公益は、本件事案に即して具体的にいえば、「薬物乱用の防止」である(控訴理由書69頁)とする。

控訴人による活動が公益に適合することを求められていることは当然であり、これを否定するものではない。

しかしながら、控訴人に適合が求められる、第一の公益は、「芸術その他の文化の向上」である。原審からこれまでの控訴人の主張の中には、本件映画への助成金の交付によって、得られる公益については全く言及がない。それどころか、本件専門委員会及び本件部会による芸術的観点などからの専門的知見に基づく審査の結果を踏まえて、交付内定しているところ、交付内定段階では検討の基礎とされていなかった本件逮捕という新たな検討事実が生じているにもかかわらず⁷、控訴人理事長は、当該新たな検討事実を審査の基礎事情に加えた上で、再度、本件専門委員会及び本件部会による専門的知見に基づく審査を行うことなく、「薬物乱用の防止」という公益への適合を理由に、本件処分を行っている。

まるで、控訴人は、適合が求められる第一の公益である「芸術その他の文化の向上」を無視し、「薬物乱用の防止」という公益への不適合しか考えていないようである。

⁷これは控訴人の主張を前提としたものであり、被控訴人としては、そもそも本件逮捕が、内定決定を覆して、助成金の交付・不交付を決定するにあたり、新たな検討事実であることを認めるものではない。

37 「第3・4・(5)」(控訴理由書79～80頁)について

否認ないし争う。

控訴人が調査依頼したアンケート結果については、原審での令和2年10月21日付け「原告準備書面(2)」において、「第5 原告の主張」の「2 被告が調査依頼したアンケート結果について」(同書31～40頁)で詳述したように、本件処分の違法性を判断するにあたり、何ら意味のないものである。控訴人理事長の判断の合理性など、到底裏付けられる内容ではない。

38 「第3・4・(6)」(控訴理由書80～82頁)について

否認ないし争う。

映画は、テレビ・ラジオ・CM・音楽などと異なり、「見たくない人は見なくて済む」という性質のものであるから、映画と、その他のテレビ・ラジオ・CM・音楽とで、出演者の不祥事が生じた場合の対応を一緒に捉えるべきではない。

本件映画と同じく新作の映画としては、本件出演者の本件逮捕を受けて再撮影の対応を行ったのは、『居眠り磐音』のみである。

本件出演者の出演が予定されていた『麻雀放浪記2020』や、『引っ越し大名!』は、再撮影や編集等の対応を行うことなく、予定どおり公開されている(甲24、甲25)

しかも、本件出演者の本件有罪判決の後に、違法薬物使用の容疑で逮捕され有罪判決を受けた伊勢谷友介氏については、出演が予定されていた新作映画では、『十二単衣を着た悪魔』、『いのちの停車場』、『とんかつDJアゲ太郎』のいずれにおいても、再撮影や編集等の対応を行うことなく、公開されている。

したがって、映画とその他のコンテンツを同等に捉えるべきではない。本件映画と同じく、新作映画の対応としては、再撮影等の対応を行うことが、一般的な対応とはいえない。むしろ、再撮影を行った『居眠り磐音』の対応が異例であったとさえいえる。

39 「第3・4・(7)」(控訴理由書82～84頁)について

否認ないし争う。

本件助成金を交付しても、「国は薬物乱用に対し寛容である。」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」との誤ったメッセージを発信したと国民に受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が一般に広まるおそれはない。

40 「第3・5・(1)」(控訴理由書84～86頁)について

否認ないし争う。芸能界の実務慣行は不知。

控訴人は、交付内定と映画製作活動の順序について、交付要望のある劇映画の製作活動の多くは、交付内定を受けた後から、企画・準備、撮影、編集・仕上げの製作活動の事業を行うことが予定されている、と主張する。

しかしながら、交付内定を受けた後になって初めて、企画・準備に着手することはほとんどないのではないかと考えられる。

映画の製作活動は、①企画開発(ディベロップメント)⇒②製作準備(プリプロダクション)⇒③製作(プロダクション)⇒④編集(ポストプロダクション)という過程を経る。①企画開発(ディベロップメント)では、企画の選定、監督・脚本家などの主要なスタッフの人選、脚本づくり、製作予算や製作スケジュールのアウトラインの作成、資金調達の準備が行われる。②製作準備(プリプロダクション)では、予算の見積もり、撮影・照明・美術などのスタッフとキャスト(出演者)の編成、ロケーション撮影とセット撮影の振り分け、撮影スケジュールの策定、ロケーション・ハンティング、各種機材・美術・衣装・車両などの業者の選定、経理業務、タイアップ・協賛の交渉などが行われる。③製作(プロダクション)では、実際の撮影作業が行われる。④編集(ポストプロダクション)では、編集とMAが行われる。

そして、控訴人の交付申請書によると、①本活動の企画意図・効果、②上映時間・撮影機材・完成形式、③製作スケジュール、④公開予定時期・公開方法、⑤内容の概略、⑥主な出演者、⑦主なスタッフ、⑧共同製作者・後援者・協賛者名とその役割、を記載した上で、交付要望を行うことになっている（甲7の34～35頁）。また、活動の収支予算として、①共同製作者負担金（出資）、②寄付金・協賛金、③製作企画費、④スタッフ費・キャスト費、⑤製作費、⑥製作発表関係費、なども記載した上で、交付要望を行うことになっている（甲7の36～37頁）。

控訴人によれば、企画・準備の前に、交付要望を行い、交付内定を受けるとのことだが、一般的な映画製作の過程から考えると、企画・準備の前には、製作予定の映画の内容はほとんど決まっていない。そのため、交付要望にあたり、交付申請書の記載事項に記載できることはほとんどない。企画・準備にも着手していないような映画製作活動について、本件専門委員会及び本件部会が、芸術的観点から審査を行い、控訴人理事長に対し交付内定が相当である旨の答申を行うとは考えられない。

本件審査基準（甲7）に照らしても、企画・準備に着手する前だと、「b 作品の内容が具体的であること」、「d 企画意図に則した優れた内容の作品であること」、「e シナリオにおいて登場人物等が的確に描けていること」、「f スタッフ・キャスト等に高い専門性、新たな創造性が認められること」のいずれの要件も満たすこともない。

実際の映画製作においては、主要な出演者は、脚本を読んで、出演するかどうかを決めることになり、また、脚本をもとに製作予算を決まることになる。少なくとも脚本がなければ、控訴人が交付申請書で記載を求めている主要な点は決まっていないし、具体的な映画の内容も、収支予算も決めることはできない。

本件募集案内（甲7）によると、「応募にあたっての留意事項」として、「完成した映画の内容（シナリオ・監督・プロデューサー・主役等）及び収支予算が要望書と比較して著しく異なる場合は、助成金を減額し又は交付しないことがあります。」と記載されている（甲7の12頁）。

仮に、企画・準備にすら着手せずに、交付要望を行えば、事後的に、シナリオや主演が変更になる可能性は高い。そうすると予算も変更され、完成した映画の内容と収支予算が著しく異なることになる。結果として、助成金の減額又は不交付のおそれが生じることになる。

各製作者がそのような状況で、あえて交付要望を行うとは考えられず、交付内定を受けた後になって初めて、企画・準備に着手することはほとんどないのではないかと考えられる。

4.1 「第3・5・(2)」(控訴理由書87～89頁)について

否認ないし争う。

控訴人は、被控訴人に対し、2019年4月、本件逮捕を受けて、本件映画について、「再撮影の予定はないのか」などと述べている。

この点について、控訴人は、本件映画が完成しているか否か、完成後1年以内に公開できる見込みがあるか否かを確認する趣旨であったと主張している。

しかしながら、被控訴人が控訴人に対し、本件映画を再撮影することなく、そのままの内容で公開することを伝えたところ、控訴人は、再撮影することなく本件出演者の出演シーンが含まれた映画を公開することの是非と、当該映画に助成金を交付することの是非について、弁護士の意見書が必要だとして意見書の提出まで求めた。

控訴人のこの一連の言動から考えれば、本件映画が完成しているか否か、完成後1年以内に公開できる見込みがあるか否かを確認する趣旨で、再編集等の有無を尋ねたのではなく、再撮影することを求める趣旨で、尋ねたものであることは明らかである。

その上で、助成金の不交付という本件処分を行っていることからすれば、被控訴人が助成金の交付を受けるためには、意に沿わない再撮影等を行わなければならなかったことになる。そうだとすると、それは、振興会法の趣旨から要請される芸術

団体等の自主性が損なわれることになりかねない。

4 2 「第3・5・(3)」(控訴理由書89～90頁)について
争う。芸能界の実務慣行については不知。

4 3 「第3・6」(控訴理由書90頁)について
争う。

これまで述べてきたとおり、原判決は正当なものである。

4 4 求釈明に対する回答

上記(第3・34)で述べたとおり、控訴人が提出を求めている書類は、いずれも処分後の事情にのみかかわるものであり、本件の訴訟物とは無関係のため、提出の必要性はないと考える。

控訴人は、「これらの点に関して被控訴人から明確な回答がなされない場合には、被控訴人の不利益や本件出演者の継続的利益(被控訴人注:「経済的利益」の誤りか。)を問題にした原判決はその前提となる認定において重大な誤りをしていたと評価されるべきである。」と述べるが、取消訴訟における裁判所の違法判断の基準時は処分時であり、行政処分が行われた時点における法令・事実状態を基準にして判断がなされるから、行政処分が行われてから判決までの間の法令の制定・改廃や事実状態の変動は考慮すべきでない。このような行政処分後の事情によって原判決の正当性が左右されることはなく、控訴人の求釈明は、本件において考慮すべきでない事項についての釈明を求めるものであるから、失当と言わざるを得ない。

第4 被控訴人の主張

1 原判決の判断枠組みは妥当である

(1) 原判決が社会観念審査に明言しないことは合理的である

ア 控訴人の主張する「広い裁量」論には根拠がない

控訴人は、本件助成金の交付については、控訴人理事長の「広い裁量に委ねられている」（控訴理由書38頁4（1））とする。これは、控訴人がこの主張の根拠とする意見書（乙37）の作成者が、本件助成金の交付に関し「自由裁量」論を採り（乙37・5頁②3行目）、「任意的補助金」につき「交付行政庁の自由裁量事項である」（甲32：小滝敏之『補助金適正化法解説〔全訂新版（増補第2版）〕—補助金行政の法理と実務—』（全国会計職員協会、平成28年）137頁）と考えていることに基づくものにすぎない。

このように、控訴人の裁量論に関する主張は、つまるところ小滝教授の見解のみに依存する主張というほかないが、後述するとおり、判例・裁判例に基づく主張でもなく、逆にこれらに反する主張である。そればかりか、学説の一般的な傾向にも反するものであり、学説（小滝教授の見解を除く）は本件助成金の交付に関し広い「自由裁量」論を認めていない。なお、給付行政・補助金行政に限らず、近年の裁判例では「自由裁量」という語は見られなくなった（あるいは殆ど見られなくなった）ものであるが、控訴人の「自由裁量」論を用いる主張は、本件処分が適法性であるとの控訴人の主張を基礎づける必要から、あえて古い行政法学説の語を持ち出すものである。

また、かかる「自由裁量」という言葉の点は措くとしても、同書の「自由裁量」論は、①「経済的効率性等」（同頁）あるいは②「予算上の制約」（甲32・137頁）に照らし、採択（補助金の交付決定を）しえない場合に補助金交付の申請拒否処分をなしうると考える見解である。しかし、この「自由裁量」論の根拠である①経済的効率性（「等」はこれに準じる事由と解される）も②予算上の制約も、い

ずれも、本件処分の裁量判断において控訴人理事長が拒否処分の理由として考慮した「薬物乱用の防止」（原判決20頁7行目）に関する「公益」（同）あるいはそのような公益に係る抽象的な市民の法感情なるものとは明らかに関係のない事由である。本件処分に上記①・②の事由が妥当するものと解すべき合理的な理由もない。

したがって、同意見書（乙37）を根拠とする「広い裁量」の主張は、それを支える理論的根拠が欠けており、本件処分とは関連性のないものである。

イ 「合理的な裁量」（原判決14頁4行目）は妥当な判示である

控訴人は、控訴理由書において、積極的に本件処分との関係で直接的な、つまり補助金適正化法6条に関する判例・裁判例を挙げない。その理由は、「広い裁量」と明言する補助金不交付に関する判例・裁判例が存在しないからである。

この点に関し、補助金適正化法6条に係るものではないが、公的資金助成にという点で共通する地方自治法232条の2に規定する地方公共団体が補助金を支出できる「公益上必要がある場合」につき判示した判例は（①最二小判平成17年11月10日民集59巻8号2296頁、②最一小判平成17年11月10日判時1921号36頁、③最一小判平成18年1月19日判時1925号79頁）は、①～③のいずれも「裁量」という語には言及しても、「広い」裁量という語は用いない。

これは、東京地判平成10年7月16日判時1687号56頁も同様である。すなわち、同判決は、上記「公益上必要がある場合」の該当性につき、「当該地方公共団体が置かれている社会的、経済的状況を前提として、補助金の交付を受ける相手方と当該地方公共団体との関係、補助金の交付が当該地方公共団体ないしその住民にもたらす利益、効果、その程度、交付される補助金の額がそれに見合うだけの利益をもたらすものかなど諸般の事情を総合的に勘案して決するほかないものであるが、かかる総合的な判断をする場合においては、事柄の性質上、裁量が機能する余地を否定することはできないのであって、法は、『公益上必要がある場合』に当たるか否かの判断については、当該地方公共団体の長の合理的な裁量にゆだねてい

るものと解するのが相当である。」としている。かかる判示からすると、上記①～③の最高裁も「広い裁量」という語をあえて避けたものといえる。そして、原判決も、「広い裁量」あるいは「広範（汎）な裁量」という語を意識的に避けつつ、前掲東京地判平成10年7月16日と同一の「合理的な裁量」（原判決14頁4行目）という語を用いた（逆に控訴人の「自由裁量」の主張を排斥した（原判決18行目10行目以下））ものというべきである。

なお、学説も、平等原則・公平原則により、公的資金助成の裁量が限定・統制される旨述べており、これは原判決及び裁判例の「合理的な裁量」論と整合するものである。（甲33：碓井光明『公的資金助成法精義』（信山社、2007年）147～151頁）。

ウ 社会観念審査を用いる事案類型ないし行政処分ではない

いわゆる社会観念審査（社会通念審査）は、マククリーン事件・最大判昭和53年10月4日民集合32巻7号1223頁のような「国内の政治」等の諸事情や「国際情勢、外交関係、国際礼讓など」の事情を斟酌して「時宜に応じた」政治的な裁量判断に係る事案類型ないし行政処分についての司法審査で用いられている審査手法である。他方で、本件処分は、このような「国内の政治」等の諸事情や「国際情勢、外交関係、国際礼讓など」の諸事情を考慮する政治的な判断が求められるものではない。むしろ、控訴人は「芸術団体等が行う芸術創造活動に対する援助等を行う団体」（原判決21頁20行目）であって、本質的に「その援助は当該活動の創造性・芸術性の高さに着目して行われるもの」（同頁21～22行目）である。ゆえに、本件処分の性質や本件処分に係る芸術性等に係る判断と、マククリーン事件における在留期間更新の処分についての政治的裁量に係る判断とは、判断の性質が大きく異なる。

したがって、原判決が社会観念審査の判示でみられる語を明示しなかったことには合理的な理由があるというべきである。

(2) 原判決の判断枠組みは「判断代置的審査」ではない

控訴人は、原判決の判断枠組みが「判断代置的審査を採用」（控訴理由書38頁）したものであると捉え、その論拠として、「授益的行政作用」「信頼保護」「比例原則」を挙げる（同頁）。しかし、そもそも原判決はそのような行政法（学）上の概念には言及していないし、これらを利用したものでもない。

原判決は、前掲東京地判平成10年7月16日のように、「諸事情を総合的に考慮」（原判決18頁5行目）して判断するという行政処分・判断事項の性質等に照らし、合理的な裁量（原判決14頁4行目）の存在を大前提として判断枠組みを定立したものであって、「授益的行政作用」「信頼保護」「比例原則」に基づく判断枠組みではないことは明白である。

そもそも、「授益的行政作用」「信頼保護」「比例原則」自体から、判断代置的審査が導かれるという論法は、およそ一般的な理解ではなく、控訴人独自の見解というほかない。例えば、「比例原則」は、主に懲戒処分の効果裁量の統制に用いられるというのが実務的にも定着しており（村田斉志「行政法における比例原則」藤山雅育＝村田斉志（編）『新・裁判実務体系 第25巻 行政争訟〔改訂版〕』（青林書院、2012年）87頁参照）、学説上もそのように理解されているが（宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第7版〕』（有斐閣、2020年）62～65頁参照）、これは控訴人が主張する「判断過程審査」を採った場合と同様の、審査密度の比較的高い審査（中程度の審査）と結びつくものといえる（比例原則による効果裁量の統制につき審査密度の向上を図ったものと解されている判例として最一小判平成24年1月16日判時2147号127頁が挙げられる）。

したがって、原判決は、考慮事項の内容には多少の差異があるものの、前掲東京地判平成10年7月16日と同様に、諸般の事情を総合的に考慮する、考慮事項に着目した裁量審査を行ったものである。そして、次の（3）で述べるとおり、講学上の行政規則・裁量基準としての性質を有する本件要綱に照らした裁量判断を行な

っているものであるから（なお、小滝教授の意見書も、本件要綱は「行政規則」の一種であると断言する（乙37・7頁⑥第2段落1行目及び9頁Ⅲ①3行目））、原判決の判断枠組みは、判断過程審査に近い審査手法とみるべきである。

（3）原判決の判断枠組みは「判断過程審査」に近い

ア 審査密度に関する判例・学説と原判決の判断枠組みとの整合性

控訴人は、判断過程審査の手法を採るべきである旨述べる（控訴理由書39頁4（3））が、そもそも、この判断過程審査は、控訴人が訴状において当初から主張してきたものである（訴状14～15頁）。

すなわち、内部ルールである本件要綱（原判決2頁）は、講学上の行政規則・裁量基準であり、審査基準類似の性質を持つもの（行政手続法5条1項参照、適用除外だがその趣旨は及ぶもの）であって、かつ、助成事業に係る振興会法14条1項1号イ等の趣旨や同法の目的（3条）、さらには文化芸術基本法、憲法の関係規定にも沿う合理的な内容である上、本件要綱は一般にウェブ等で公表されており、その上、本件の不交付処分までは内定があった場合に一般的な公益を理由に不交付とした運用はなかったことから、内定を受けた申請者に対する信頼保護原則（信義則）や平等原則が強く働き、ゆえに、専門家組織が行った「内定」に関する本件要綱が合理的に適用された場合には、特段の事情のない限り、処分庁（控訴人理事長）は内定を受けた者に対し、本件助成金の交付処分をしなければならず、不交付処分とすることは違法というべきである（最三小判平成27年3月3日民集69巻2号143頁参照）。なお、専門家組織の判断や内定された申請者の不利益は、本件処分の性質や本件要綱の内容に照らすと、本件処分の裁量判断の考慮事項となると解するのが合理的である。

このように、原判決の判断枠組みは、本件要綱についても考慮したものであって、実質的にみれば、裁量基準審査と同程度の審査密度の審査といえ、控訴人も主張する判断過程審査と同じく中程度の審査といえる（小早川光郎＝青柳馨編著『論点体

系 判例行政法 2』(第一法規、平成年) 483頁〔友岡史仁〕等参照)。また、控訴人自らが定め公表した本件要綱における考慮事項の適用関係を審査するものであって、行政の判断過程として自ら策定・公表した裁量基準の合理性やその適用関係を審査するものであるから(同頁参照)、判断過程審査の一種とはいえるが、判断代置的審査を行ったものではない。

イ 学説の判断過程審査の理解と原判決の判断枠組みとの整合性

「判断過程審査」(判断過程統制、判断過程統制手法)とは、「行政決定に係る考慮要素を解釈論的に抽出した上で、それらの考慮のされ方に着目しながら、当該決定に至る判断形成過程の合理性につき追試的に審査する」(橋本博之『行政判例と仕組み解釈』(弘文堂、平成21年) 149～150頁)という「裁量統制手法」(同150頁)である。原判決の判断枠組み(原判決17頁25行目～18頁8行目)も、考慮不尽等に係る判示に係る記述(「判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等」(最一小判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁))こそしないものの、本件決定に至るまでの交付内定の審査やその後の控訴人における交付内定を取り消す判断に至った事情、その判断材料となる被控訴人側の事情など、考慮要素を下記エのとおり客観的に抽出し、本件処分に至る判断形成過程の合理性につき追試的に審査する枠組みであるから、判断過程審査の一種であるといえる。

ウ 実務家の理解と原判決との整合性

さらに、実務家による判断過程審査の分類論、すなわち、「判断過程審査には、判断過程に不合理な点がなかったかに着目して審査する手法と、処分をする過程で、考慮すべき事項…を考慮しなかった(考慮不尽)、又は考慮すべきではない事情を考慮したこと(他事考慮)に着目する手法とがありうる」という分類論(甲34:河村浩『行政事件における要件事実と訴訟実務—実務の正当化根拠を求めて』(中央経済社、2021年) 275頁)からしても、原判決の判断枠組みは、判断過程の合

理性や考慮事項に着目した判断を行っているものであることから、上記分類のいわば中間的な審査手法といえ、判断過程審査の一種といえる。

なお、原判決は、判断過程審査と結合した社会観念審査（社会通念審査）が行われる場合の判示「その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められること」（前掲最一小判平成18年11月2日）に明確に言及するものではない。しかし、その理由は、上記アのとおり、振興会法及びその趣旨を具体化した本件基本方針や本件要綱が具体的に控訴人理事長の所掌事務の範囲につき規定しており、振興会法等に照らした具体的な判断枠組みを立てられることから、社会観念審査への明言を避けたことにあると考えるべきである。あるいは、観客等（原判決20頁17行目）の認識を原判決が検討していることからすると、原判決の上記判断枠組みの黙示の前提として、社会観念審査を採ったものとも考えられるが、いずれにせよ、判断代置的審査を行おうとする趣旨で言及しなかったわけではないものというべきである。

したがって、原判決の判断枠組みは、裁量判断の過程に着目した判断過程審査の一種といえるから、正当な規範である。

エ 原判決には「判断過程審査」に対する一般的な批判も妥当しない

控訴人は、大要、原判決が形式的には「裁量」（原判決14頁4行目）を認めつつも、実質的にみると、判断過程審査等ではなく、判断代置的審査の審査手法によっているので不当である旨述べる。

この点につき、判断過程審査の手法には、考慮事項・考慮要素の「取り上げ方によっては」、部分的にせよ「裁判所が行政庁に代替的に判断することに近似することがある」（谷口豊「裁量行為の審査方法」藤山雅行＝村田斉志編『新・裁判実務体系25 行政争訟〔改訂版〕』（青林書院）315頁）という指摘がある。また、「考慮すべき要素と考慮されてはならない要素の位置づけが法律上明らかであればよいが、判定者の価値判断に左右される部分が大きいとすると、司法判断の基準として

は困難や問題が生ずるであろう」という指摘もある（川神裕「裁量処分と司法審査（判例を中心として）」判例時報1932号15頁）。

しかし、「実定法の趣旨」（同頁）から、行政処分に係る考慮事項・考慮要素を（主観的にではなく）客観的に導くことができる場合には、「裁量方法の方法ないし過程に誤りがある」か否かを審査するという判断過程審査をすることができるし、それは、形式的にも実質的にも判断代置的審査ではなく裁量審査（判断過程審査）である（同頁参照）。

そして、原判決も、「実定法の趣旨」から考慮事項・考慮要素を客観的に導いたのであって、実質的にも、判断代置的審査ではなく判断過程審査を行ったものである。すなわち、控訴人理事長は、行政機関として、組織規範（振興会法）に依拠し、その所掌する事務の範囲内で活動することができることから、同活動に係る判断の余地（行政裁量）も、振興会法の範囲内で認められるものである。原判決は、規制規範たる補助金適正化法6条の給付決定の基準の内容が抽象的である一方で、組織規範である振興会法及びその趣旨を具体化した本件基本方針や本件要綱（前記（3）のとおり合理的な内容であって控訴人が公表したもの）が具体的に控訴人理事長の所掌事務の範囲につき具体的な規定を設けていることから、原判決は、振興会法等の関係規定に照らし、公益の内容、公益が害される態様・程度、不利益の内容・程度（原判決18頁1～5行目）という考慮事項・考慮要素を客観的に導いたものといえる。

したがって、原判決の判断枠組みは、形式的にも実質的にも判断代置的審査ではなく、合理的な裁量の存在を前提とする判断過程審査である。

オ 小括

以上より、原判決の判断枠組みは、判断過程審査に近い審査手法とみるべきであり、加えて、控訴人の主張も、むしろ原判決の判断枠組みや被控訴人の従前の主張（訴状14～15頁）を追認するものに等しく、実質的には原判決の判断枠組みを

批判するものとなっていない。

2 原判決の判断枠組みにおける考慮事項の選定は妥当である

(1) 内定後に不交付処分を受けた相手方の不利益を考慮事項とする判断枠組みを定立した原判決の妥当性

ア 平等原則・最判平成27年3月3日の判示との整合性

(ア) 控訴人は、本件要綱につき、「内部的な手続等を定めるもの」（控訴理由書13頁）である点をたびたび強調し、本件要綱が控訴人理事長による本件助成金の交付・不交付に係る裁量判断を拘束するものではない旨述べる。また内定通知は「交付の予定の事実上の表示にすぎない」（同頁）と主張する。

しかし、本件要綱の法的性質や平等原則等の観点を無視あるいは軽視しており、不合理である。本件要綱は、公表された講学上の行政規則（行政機関が策定する一般的な規範であって、法規命令とは異なり法規の性質を有しないもの（宇賀克也『行政法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）143頁参照）のうちの裁量基準（裁量権（行政裁量）をどのように行使すべきかにつき行政機関が定める基準（橋本博之『現代行政法』（岩波書店、2017年）29頁参照））である（甲35：宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第7版〕』（有斐閣、2020年）321頁も、本件要綱のような給付行政に係る給付規則（行政規則）を「裁量基準の一種」とする）。

そして、控訴人（控訴理由書）や小滝教授の意見書（乙37）が言及を避ける前掲最三小判平成27年3月3日は、同じく行政規則・裁量基準と解される不利益処分に係る内部規程（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の量定等の基準に関する規程）につき、次の段落のとおり判示する。

「処分に係る判断過程の公正と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するために定められ公にされるものというべきである。したがって、行政庁が同項の規定により定めて公にしている処分基準において、先行の処分を受けたことを

理由として後行の処分に係る量定を加重する旨の不利益な取扱いの定めがある場合に、当該行政庁が後行の処分につき当該処分基準の定めと異なる取扱いをするならば、裁量権の行使における公正かつ平等な取扱いの要請や基準の内容に係る相手方の信頼の保護等の観点から、当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、そのような取扱いは裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることとなるものと解され、この意味において、当該行政庁の後行の処分における裁量権は当該処分基準に従って行使されるべきことがき束されて（下線引用者）いる。

このように、本判決は、前記1（3）で述べたとおり、本件要綱のような公表された内部ルールにつき平等原則や信頼保護原則（信義則）の見地から、合理的な内部ルールについては、特段の事情がない限り処分庁がこれに拘束（「き束」）される旨判示したものである（公表された行政規則・裁量基準につき「原則としてその基準に羈束され」る旨述べた最三小判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁・田原睦夫補足意見、甲36：西川知一郎『行政関係訴訟』（青林書院、2021年）97頁、甲34：河村浩・前掲『行政事件における要件事実と訴訟実務—実務の正当化根拠を求めて』49頁参照）。なお、本件要綱には行政手続法が直接には適用されないが、平等原則や信頼保護原則の観点から、審査基準（同続法5条1項）と類似の性質を持つものであり、ウェブ（インターネット）等で公表されたものであって、かつ、本件処分のように交付内定があった場合に一般的な公益を理由に不交付とした運用はこれまで無かったのであるから、本件要綱及び本件処分にも、前掲最三小判平成27年3月3日の上記判示ないしその趣旨や考え方が妥当するものというべきである。

そして、本件要綱は、援助（助成金の交付）につき、「芸術団体等が行う芸術創造活動」の「想像性・芸術性の高さに着目して」（原判決20～21頁）行うこととするものであって、助成事業に係る振興会法14条1項1号イ等の趣旨や同法の目的（3条）、さらには文化芸術基本法2条1項・2項・5項、憲法21条1項等

の関係規定にも沿う合理的な内容を規定したものである。また、専門家組織が行った「内定」に関する本件要綱が合理的に適用された場合には、特段の事情のない限り、本件要綱に基づく処分は適法な裁量処分となるものというべきである（最一小判平成11年7月19日判時1688号123頁、甲37：福井章代「道路運送事業をめぐる紛争」定塚誠（編）『裁判実務シリーズ7 行政関係訴訟の実務』（商事法務、2015年）364～366頁参照）。ゆえに、本件処分の性質や本件要綱の内容に照らすと、本件処分（本件助成金の交付・不交付の判断）に際して専門家組織の判断や内定された申請者の不利益が考慮されるべきことになるから、内定後に不交付処分を受けた相手方の不利益を考慮事項とする原判決の判断枠組み（原判決17～18頁）は妥当である。

（イ）なお、他方で、小滝教授の意見書（乙37）は、本件に関する最高裁判例として、いわゆる解釈基準（裁量基準ではない）に関する墓地埋葬法の通達の法的性質についての最三小判昭和43年12月24日だけを短く引用するだけであり、前述のとおり本件要綱・本件処分との関係で重要な判例と解される裁量基準の「き束」力を肯定した前掲最三小判平成27年3月3日には全く言及しない。しかし、同判決が出た後に発行された代表的な近年の行政法の実務書や基本書等において、同判決は必ず紹介・解説されている（(a)甲36：西川知一郎・前掲『行政関係訴訟』97頁、(b)甲34：河村浩・前掲『行政事件における要件事実と訴訟実務—実務の正当化根拠を求めて』49頁、(c)甲35：宇賀克也・前掲『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第7版〕』325頁、(d)宇賀克也・前掲『行政法〔第2版〕』323頁、(e)藤田宙靖『新版 行政法総論（上）』（青林書院、2020年）327頁、(f)大橋洋一『行政法Ⅰ 現代行政過程論〔第4版〕』（有斐閣、2019年）141、143頁、(g)櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第6版〕』（弘文堂、2019年）114～115頁、(h)野呂充＝野口貴公美＝飯島淳子＝湊二郎『行政法〔第2版〕』（有斐閣、2020年）60頁、(i)高橋滋『法曹実務のための行政法入門』（判例時報社、2021年）223～225頁、(k)橋本博之・前掲『現代行政法』65～6

6頁、(j) 亙理格『現代行政法入門〔第4版〕』（有斐閣、2019年）90～191頁〔亙理格〕、(l) 北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本―重要判例からのアプローチ〔第7版〕』（法律文化社、2019年）313頁〔佐藤英世〕、(m) 阿部泰隆『行政法再入門（上）』（第2版、信山社、2016年）239頁、(n) 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司（編）『行政判例百選Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2017年）362～363頁〔石塚武志〕、(o) 小早川光郎＝青柳馨（編著）『論点体系 判例行政法 2』（第一法規、平成29年）74～75頁等）。

このように行政法の研究者や実務家が一般的に言及する前掲最三小判平成27年3月3日につき、同じく行政法の研究者である小滝教授があえて（不自然なほどに）一切の言及を避ける理由は、少なくとも行政法学の観点からは説明することができない（あるいは極めて困難である）が、同判決が本件要綱のような行政規則・裁量基準に一定の「き束」力すなわち一定の外部的効果を認めたものであり、小滝教授の意見書の内容にとって極めて不都合な判決だからである。なお、控訴理由書も、本判決には一切触れていない。

イ 摂津訴訟控訴審（東京高裁）判決との整合性

内定後に不交付処分を受けた相手方の不利益を考慮事項とするとした原判決は、摂津訴訟控訴審判決・東京高判昭和55年7月28日行集31巻7号1558頁とも整合する。

本判決は、「内示は、…負担金交付の予定の事実上の表示とみられ」、「負担金の交付について慣行化しているものあって、法的拘束力はないが、事実上必ずこの過程を経るものとされてきたものであった」とし、さらに、内示の交付申請前手続は、負担金交付事務を「適正公平に」処理する手続であって「負担金交付の不公平の防止に役立ってきたものであった」と判示している。

本件要綱に基づく内定手続も、上記「内示」手続と同様の機能を有するものである。なお、同判決が「法的拘束力はない」と判示しているのは、法令と同一の効力

がないという意味合いにすぎず、前掲最三小判平成27年3月3日のいう、特段の事由がない限り処分庁の裁量判断を「き束」とするという意味での法的拘束力を否定するものではない。

したがって、原判決は、摂津訴訟控訴審判決の判示とも整合する合理的な考慮事項・判断枠組みを定立したものである。この点につき、小滝教授の意見書は、同判決を批判する（乙37・12頁⑤）。しかし、同判決は、上記のとおり前掲最三小判平成27年3月3日と整合するものである。また、同判決や摂津訴訟控訴審判決の判示の論理は、義務的補助金ではない「任意的補助金」の場合（乙37・5頁Ⅱ②）にも妥当するものであるから、任意的補助金であるという助成金の性質論から当然に「自由裁量」や「広い裁量」が導かれることにはならない。ゆえに、摂津訴訟控訴審判決も原判決も、補助金・助成金の交付の内示・交付内定につき何ら「過大な評価を加えている」（乙37・12頁⑤9行目）ものなどではないから、摂津訴訟控訴審判決（及び原判決）に対する批判は的外れである。なお、小滝教授による前掲摂津訴訟控訴審判決への批判（乙39・202頁）が同判決以降の裁判例の実務に受け入れられてきたとは到底いえない。

ウ 小滝教授の意見書（乙37）とも原判決は整合する

小滝教授の意見書は、補助金行政手続が、「統一性」「公平性」を確保する趣旨ないし目的で、本件助成金のような補助金・助成金にも適正化が適用されることとされた（適正化法17条）旨説く（乙37・7頁⑤参照）。また、本件要綱は「行政規則」の一種であると断言する（乙37・7頁⑥第2段落1行目及び9頁Ⅲ①3行目）。

しかし、「統一性」「公平性」を確保しようとする趣旨・目的は、前掲最三小判平成27年3月3日が「公正かつ平等な取扱いの要請や基準の内容に係る相手方の信頼の保護等の観点」から特段の事情がない限り行政規則・裁量基準（被控訴人が前述したとおり本件要綱も行政規則・裁量基準の一種である）に「き束」力を認め

たことと整合する。

このように、小滝教授の意見の上記解説と、被控訴人の本件要綱の法的性質が行政規則であるという主張は、主要な点で一致しているのであるから、同解説の内容は、原判決とむしろ整合するものである。

エ 小滝教授の逐条解説とも原判決は整合する

小滝・前掲書籍（甲32）126頁は、「法令そのものではない」「行政規則」としての法的性質を有する「補助金交付要綱」に補助金の交付・不交付に関する「採択基準が定められている」場合には、「これに適合しない事業を補助事業等として採択しても直接法令に違反したことにはならないが、『目的及び内容が適正であるかどうか』（（引用者注：補助金適正化法6条1項））」という第二の審査基準に違反するものといわなければならない」と述べる。

また、小滝・前掲書籍137頁は、「平等原則」に反する場合には、「任意的補助金」であっても、補助金の申請拒否処分が違法となる旨解説している。

このように、小滝教授自身も、行政規則の事実上の外部的効力や平等原則の重要性について明確に解説しているものであって、原判決の判断枠組みや考慮事項は、上記アの主張と併せ考えると、小滝教授の前掲書籍の解説内容とも整合する内容となっているのである。

なお、小滝・前掲書籍は、平成28年12月1日に発行されたものではあるが、前掲最三小判平成27年3月3日には一切言及していない。本来は、上記126頁や137頁の解説に関して同判決をどのように位置づけるかは、書籍サブタイトルの「補助金行政の法理と実務」の両面からみて重要な問題であり、また、前記2（1）ア（イ）（a）～（o）のとおり、学説も実務も一般的に同判決を行政法学の観点からどのように位置づけ解釈するかには関心があるところであることから、小滝・前掲書籍に同判決に関連する解説が一切ない理由を行政法学の観点から説明することは極めて困難というほかない。

オ 振興会法による裁量統制と適正化法による裁量統制は何ら矛盾するものではない

「行政機関は根拠規範や規制規範が存在しない場合であっても、所掌する事務の範囲内において（つまり、組織規範に依拠して）活動することができ、活動に際して判断の余地を有する」（大橋洋一『行政法Ⅰ』（有斐閣、2019年）259頁）とされていることからすると、規制規範が存在する場合にも、当該規制規範の文言が抽象的であったり明確な規定がないような場合には、同様に、行政機関は、所掌する事務の範囲内において、つまり、組織規範に依拠して活動しなければならず、ゆえに、組織規範による裁量統制がなされることになる。

組織規範は、基本的には行政機関の役割分担等につき規定した行政組織のルールではあるが、その拘束力は、法令（法規）ではない上記の行政規則・裁量基準以上のものであることは明らかであるから、特に行政処分につき、根拠規範がない場合には、組織規範による裁量統制がなされるべき場合がある。

そして、適正化法と振興会法は、特に矛盾抵触する関係になく、振興会法の目的（振興会法3条）を達成するための業務（振興会法14条1項各号）の趣旨に照らし、相互に控訴人理事長の行政裁量を統制するものである。そのため、適正化法が明文で十分に規定していない領域の問題につき、控訴人がその趣旨に適合する行政規則（要綱等）をもって規定しているような場合には、振興会法や要綱等を重視する解釈をすべきであって、そのような解釈に基づく裁量統制がなされるべきである。そして、このような裁量統制が行われることこそが、法律による行政の原理に適うものであり、恣意的な行政裁量の行使を許さないこととするものである。

この点につき、小滝教授の意見書は、「組織規範」「規制規範」という抽象的な法概念の区分を強調するなどしつつ、振興会法と適正化法・本件要綱とがあたかも矛盾抵触するかのように両者を捉えるものとみられる（乙37・15～16頁⑩）。しかし、上記のとおり適正化法が常に優先するものと解することはできず、本件要

綱のように合理的な要綱（行政規則・裁量基準）をもって振興会法の業務に係る規定の趣旨が具体化されている場合には、むしろ要綱を一定程度重視し、処分庁が当該要綱に特段の事情のない限り自己拘束される旨の解釈をとるべきである。

また、適正化法（6条等）は補助金支出の手續に関するルールにすぎず、本件処分との関係では、あくまで振興会法の目的（3条）を達成するための一手段として位置づけられるものである（原判決13～18頁・2（1）～（4）も同様の捉え方をしているといえる）から、もとより振興会法の目的に適合しない不合理な手續規制をすることが許されるものではない。加えて、適正化法（6条等）は、芸文振（控訴人）理事長の所掌事務の（行政活動ができる担当の）範囲を定めた振興会法14条1項1号イに基づく助成金交付に係る芸文振（控訴人）の活動範囲を振興会法の目的に反して不当に歪められるものでもない。

さらに、本件処分の関連法令の1つと解される文化芸術基本法についても、同法の関係規定を振興会法の目的に反するような方法で本件助成金の交付・不交付の決定に係る判断に際して参酌することは許されるべきではない。この点につき、小滝教授の意見書は、文化芸術基本法2条10号等を挙げ、控訴人の主張する「薬物乱用の防止」（原審判決20頁7行目）という「公益」（同頁7行目）を重視すべき旨述べるようである（乙37・3頁④等）。しかし、このような解釈は、抽象的な公益を不当に重視することによる恣意的な解釈により、文化芸術表現の自主性の尊重につき規定する文化芸術基本法2条1項等の趣旨に反する上、振興会法の目的（3条）や14条1項1号イの趣旨にも反するものである。原判決も、このような「運用次第では、特定の芸術団体に不当な不利益を与え、あるいは自主性を損ない、ひいては芸術団体等による自由な表現活動の妨げをもたらすおそれをはらむものであることを否定することができない」（原判決17頁21～24行目）としており、同趣旨の判断をしたものといえる。

以上のとおり、振興会法と適正化法は矛盾するものではなく、原判決は、本件処分につき、適正化が十分に明確な手續規定を設けていない事柄に関し、合理的な内

容の本件要綱に照らして、振興会法の目的や芸文振（控訴人）の業務に係る規定の趣旨に適う裁量統制に係る司法審査を行ったものであるから、かかる審査が適正化法の趣旨や文化芸術基本法の趣旨に反するものとは到底いえない。ゆえに、原判決の判断枠組みを採用することについて「法律による行政の原理」の問題が生じることはなく、「法律による行政の原理」を「切り崩すことにはなる」などと述べる意見（乙37・11頁③）には理由がない。

カ 小括

以上より、内定後に不交付処分を受けた相手方の不利益を考慮事項とする判断枠組みを定立した原判決の判断枠組みは、合理的であって妥当である。

（2）公益の内容・公益が害される程度（考慮事項）の「公益」に係る「観客等」の範囲は本件映画を観た者とその宣伝広告に接した者に限られる

控訴人は、「薬物乱用の防止」という「公益」（原判決20頁7行目）の判断に際して、「観客等」の範囲は本件映画を観た者とその宣伝広告に接した者に限られるべきではない旨主張する（控訴理由書70頁イ参照）。控訴人の主張は、本件処分によって「国は薬物乱用に寛容である」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」という誤ったメッセージを控訴人が発信したと受け取られ、その結果、違法薬物に対する許容的な態度が「インターネットメディア」（控訴理由書71頁2～3行目）などによって一般に広まるおそれがある、というものである。

しかし、厚生労働省等により薬物乱用の根絶に向けた啓発活動が強化され、そのための様々な取組が実施されている（原判決21頁17～18行目）今日において、本来的に芸術団体等が行う芸術創造活動等に援助等を行う団体である控訴人（芸文振）をして「薬物乱用の防止」という極めて抽象的な公益を助成金の不交付処分によって図ろうとすることについては、その処分権限の恣意的濫用防止の観点から抑制的でなければならない。すると、誤ったメッセージを控訴人が発信したと受け取

る可能性のある主体も、「観客等」すなわち「本件映画を観た者やその広告宣伝に接した者」（原判決16～17行目）に限られるものというべきである。すなわち、控訴人以外のインターネットメディアという別の機関による情報伝達を過度に考慮し、観客等以外の者にまで誤ったメッセージを控訴人が発信したと受け取る可能性のある主体を拡大することは、控訴人・振興会法の目的（3条）、その助成金交付に係る業務の規定（14条1項1号イ）の趣旨に反するものである。控訴人は芸術団体等が行う芸術創造活動等に援助等を行う団体であるから、その主体が観客等に限られるのは控訴人・振興会法の目的（3条）等との関係で合理的である。

なお、仮にその主体が観客等に限られないという立場に立つとしても、下記3(2)アで述べるとおり、本件映画に対して本件助成金の交付決定を「観客等」以外の者が認識したからといって、「国は薬物乱用に寛容である」などの誤ったメッセージを控訴人が発信したと受け取ることがあることは通常は想定できず、さらにその結果、違法薬物に対する許容的な態度が世間一般に広まるおそれがあるとも到底いえるものではない。

3 原判決の当てはめも妥当である

(1) 本件処分後の事情に係る証拠（乙58の1）の不当性

前記第3の34等で述べたとおり、本件処分の後の事情やそれを基礎づける証拠（例えば乙58の1など多数）は、いわゆる処分時説からすれば、そもそも処分時より後の事情・証拠であるから、控訴人が控訴理由書等において新たに主張する本件処分の後の事情やそれを基礎づける証拠は、本件処分に係る裁量判断の基礎となるべきものではなく、本件処分との関係では法的に意味のない主張・証拠である。

(2) 原判決において正当な当てはめがなされたこと

ア 原判決の判断枠組み・考慮事項に照らした当てはめは正当である

(ア) 前記第3の5、8～12、15～22、24、25、30～41等で述べた

とおり、原判決の判断枠組み・考慮事項に照らした当てはめは正当である。

(イ) 「公益」に係る考慮事項についての原判決の当てはめは正当である

前記2(2)のとおり、「薬物乱用の防止」という「公益」(原判決20頁7行目)に係る考慮事項(「公益の内容」、「公益が害される態様・程度」)につき、誤ったメッセージを控訴人が発信したと受け取る可能性のある主体は「観客等」(原判決20頁17行目)に限られるというべきである。そして、仮に、「観客等」にその主体が限られないという立場を採るとしても、本件出演者は公開された法廷において刑事罰の言い渡しを受け、これが確定していることや、本件助成金が本件出演者に交付されるものではなくその関係者に利益を与えることを直ちに意味する性質のものでもないこと(原判決21頁22～24行目参照)、そして、先に述べたとおり、厚生労働省等により薬物乱用の根絶に向けた啓発活動が強化され、そのための様々な取組が実施されていること(原判決21頁17～18行目)からすると、本件映画に対して本件助成金の交付決定を「観客等」以外の者が認識したからといって、「国は薬物乱用に寛容である」、「違法薬物を使用した犯罪者であっても国は大目に見てくれる。」という誤ったメッセージを控訴人が発信したと受け取ることがあることは通常は想定できず、さらにその結果、違法薬物に対する許容的な態度が世間一般に広まるおそれがあるとも到底いえるものではない(以上のことは、観客等についても妥当する)。

控訴人の主張が仮に認められるのであれば、つまるところ、そのように誤解する者が1名でもいると評価できれば、抽象的な「公益」に反するという事として、交付内定を取り消し、不交付決定をなしうる権限を控訴人理事長に認めることになる。しかし、振興会法の目的・趣旨がそのような恣意的権限行使の高度のおそれを認めているはずがない。加えて、文化芸術表現の自主性尊重の重要性(文化芸術基本法2条1項等)、専門家の判断が重視されるべきこと(同法16条、17条等参照)、憲法21条1項・25条1項等の趣旨・歴史的経緯、他の芸術団体の表現活

動への萎縮的効果という観点等に照らしても、「公益」の判断につき、控訴人の主張するような恣意的判断の余地を認める判断をなしうるものとするには問題がある。つまり、本来的に考慮・重視されるべき「公益」は、専門家組織が芸術性価値が高いとして助成金を交付するという本件助成金の交付によって芸術表現その他の文化向上への寄与が図られることであるから、本件処分により文化芸術への寄与がなされなくなることで失われる公益こそ重大なものなのであって、この点こそ本件助成金の交付・不交付を決定するに際して重視されるべきなのである。他方で、本件処分に際して、振興会法や本件要綱とは関連性が極めて乏しい「薬物乱用の防止」なる抽象的で漠然とした「公益」なるものを重視することなど本来的に許されないことであって、この点を重視した控訴人理事長の判断過程は著しく不合理というほかない。

なお、考慮事項の1つである「公益の内容」(原判決18頁2行目)に関し、小滝意見書は、裁判員制度の裁判員(主役)を演じる酒井法子氏が有罪となった後に同氏が出演する裁判員制度に関する動画配信等が中止された件(2009年)に言及する(乙37・4頁)。しかし、裁判員法は裁判員の欠格事由として「禁錮以上の刑に処せられた者」(同法14条2号)と規定しているのであり、また、本件助成金とは異なり振興会法や適正化法に照らして助成金の交付を受けて作成されたものではないのであるから、本件映画や本件処分とは関係法令や処分の性質等の大きく異なる事象を持ち出すものであって、殆ど誤導的であると言わざるをえない。とはいえ、このような本件と関連性のない2009年のニュース記事を唐突に持ち出すこと自体、小滝教授及び控訴人が本件助成金に関する「反公益性」(乙37・5頁4行目)なるものを基礎づけることができず、本件処分が適法であることの合理的な理由を説明することができないことを自白する行為に等しいのである。

以上より、「公益」に係る考慮事項についての原判決の当てはめは正当であり、控訴人のこの点に関する主張は失当である。

(ウ) 「芸術団体等に生じる不利益」に係る考慮事項の当てはめも正当である

芸術団体等に生じる「不利益の内容・程度」（原判決25頁15行目）に係る考慮事項につき、本件処分は、被控訴人は費用支払いのために「急遽、新たな資金調達の必要」（原判決25頁24行目）を生じさせる行為である。本件処分は単なる不交付決定ではなく、交付内定後に不交付決定がされたものであるから、仮に資金調達がうまくいかなかった場合には（芸術団体によってはそのような可能性もある）「映画の製作企画費、スタッフ・キャスト費、製作費の支払」（原判決25頁21～22行目）の予定の変更を迫られるものでもある。そのため、本件処分は、処分時点において映画製作の費用面に係る予定を急遽変更させる可能性のあるものであって映画表現やその広報に関する重要事項を変更させることにつながるものという面があるのであるから、処分時に映画製作の「自主性の確保」への「影響」（原判決27頁21～22行目）を生じさせるものである。

そして、このような（処分時における）自主性の確保に影響（悪影響）が生じうるといふ不利益や、それによる他の芸術団体への萎縮的効果、さらに、振興会法の趣旨に適合する合理的な本件要綱の関係規定（6条1項、7条3項、8条3項）にも照らすと、上記の「新たな資金調達の必要」が「急遽」生じることなく予定どおり映画製作をなしうるための助成金交付に対する（処分時にすでに生じている）「合理的な…期待」（原判決26頁23行目）も本件処分に係る裁量判断に際して考慮・重視されるべきである。

なお、実際に、本件助成金の交付内定後に不交付処分が出されたことによって急遽、資金調達の必要が生じた後に、芸術団体の自助努力等によって実際に資金調達ができたか否か、「補填」（控訴理由書85頁（イ））がなされたか否かなどは、処分時後の事情として考慮されるべきではない。すなわち、処分時における、上記の自主性の確保に影響が生じうるといふ不利益や上記合理的な期待への影響、それによる他の芸術団体への萎縮的効果が生じること自体が、振興会法の目的・趣旨に反するものなのであって、かかる処分時における不利益等が考慮事項となるのであ

る。

以上より、原判決の「芸術団体等に生じる不利益」に係る考慮事項の当てはめも正当であり、控訴人のこの点に関する主張は失当である。

イ 乙第43号証及び乙第52号証について

(ア) 時機に後れた証拠提出の合理的な理由が説明されていない

乙第43号証及びこれと関連する乙第52号証の提出は、原審においても十分に提出できたものであるから、適時提出主義（民事訴訟法156条）に違反するものであり、あるいは、時機に後れた攻撃防御方法（同法157条）というべきである。また、乙第43号証につき、控訴人は提出が後れた理由を説明すべきである（同法174条・167条参照）が、その合理的な説明はない。原審で提出できたにもかかわらず、あえて控訴審段階で（原判決後の令和3年8月になって）急遽作成した書面（乙43）の信用性は乏しいものというべきである。

(イ) 「伝達内容」や「了解」していたとの事実には信用性がない

原判決後の令和3年8月19日になって初めて作成されたものであり、また、「了解」した者自身の陳述書すらない上、乙第43号証の「伝達内容」には「最終的には理事長の判断」という説明があったこと（乙52）は記載されていないことなどから、控訴人側に不利な事情は記載されていない可能性が高く、乙第43号証及び乙第52号証だけをみても、真に21名全員が「了解」したのか疑わしい。

そして、この点につき、前記第3の8（14頁以下）のとおり、
[redacted]
[redacted]であり、平成29年度から、
[redacted]
[redacted]氏（乙43の[redacted]氏のことを、よく知っている者）は、令和3年8月19日付け[redacted]氏の陳述書（乙43）を読んだ上で、次のとおり述べている（甲23）。

「令和元年7月、■■■■氏から私のもとに、映画「宮本から君へ」の助成金交付の件でお電話をいただいたのは事実ですが、お電話があった日時は正確には記憶しておりません。お電話の内容は、ピエール瀧氏の有罪判決を受けて、映画『宮本から君へ』への助成金を不交付にする旨決定した、という結果の報告でした。この結果報告を受けたことについては了解したとお伝えしました。

他の委員の方々は分かりませんが、少なくとも私に関しては、助成金を交付すべきか否かについて意見を求められてはおりませんので、『意見聴取』という性質のものではなかったと記憶しております。」（甲23）

このように、乙第43号証及び乙第52号証は、甲第23号証に反するものであり、少なくとも21名全員が「了解」したという事実はなく、とりわけ乙第43号証の信用性は乏しい。

（ウ）「了解」には当初の専門家らによる判断を覆すだけの有効性もない

仮に「了解」した者がいたとしても（ただし、控訴人においてこの点の立証がなされているとは到底いえない）、会議等が開かれるわけではなく、個別に電話で聞き取りがされているなど手続的な問題がある上、「最終的には理事長の判断」という説明があったとしていること（乙52）、本件部会のメンバー全員の意見を聞いているわけではなく、本件部会については部会長、部会長代理及び劇映画専門委員会主査のみにしか架電されていないこと、了解したとされる者も「専門家の判断を重んじるよう芸文振に伝えるべきだった」と事後に述べていること（乙52）、本件処分（2019（令和元）年7月10日）後の同年8月の専門委員会での議論でも「作品に罪はない」という意見が「大勢」であり、「公益性の危うさを指摘する声も大きかった」とあること（乙52）から、万が一「了解」した者がいたとしても、当初の専門家らによる判断を覆すだけの有効性をもったものとは到底いえない。

4 仮に判例の判断過程審査によっても本件処分は違法である

仮に、前掲最一小判平成18年11月2日の判断枠組み（社会観念審査と結合した判断過程審査）によっても、結局のところ、判断過程において、原判決の判断枠組みにおける考慮事項（原判決18頁1～5行目）がそれぞれ考慮されるべきであることから、本件処分には裁量権の逸脱濫用の違法があるという結論が変わることはない。

5 小括

よって、控訴人による原判決に対する批判はいずれも失当であり、原判決の判示内容は正当である。

第5 結語

以上のとおり、控訴人の控訴理由における原判決に対する批判はいずれも失当であり、原判決の判示内容は正当であるといえるので、被控訴人は貴庁に対し、早急に控訴棄却の判決をなされるよう求める次第である。

以 上